

第3期上北山村 子ども・子育て支援事業計画

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

【案】

令和7(2025)年1月

 上北山村

ごあいさつ

村長あいさつ挿入予定

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
5 各種法令・制度の動向.....	4
第2章 こども・子育てを取り巻く環境.....	7
1 統計にみる上北山村.....	7
2 アンケート調査結果.....	13
3 第2期計画の主な事業実績.....	30
4 こども・子育て支援に係る現状と課題.....	32
第3章 計画の理念と施策の体系.....	33
1 基本理念.....	33
2 基本的な視点.....	34
3 基本目標.....	35
4 施策の体系.....	36
第4章 施策の展開.....	37
基本目標1 安心して子育てのできる環境づくり.....	37
基本目標2 次代の夢をたくす人づくり.....	44
基本目標3 子育てを支える地域づくり.....	51
第5章 事業の量の見込みと確保の方策.....	53
1 区域の設定.....	53
2 量の見込みと確保の方策.....	53
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進 に関する体制の確保.....	66
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	66
第6章 計画の推進体制.....	67
1 庁内における推進体制.....	67
2 推進のための役割.....	67
第7章 資料編.....	68
1 上北山村子ども・子育て会議条例.....	68
2 上北山村子ども・子育て会議委員名簿.....	69
3 上北山村のこどもに係る組織図と主な業務内容.....	70

「こども」の表記について

本計画では、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室「こども」表記の推奨について（依頼）（令和4（2022）年9月15日）に準じて、表記しています。

- （1）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- （2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」
子ども・子育て支援法における「子ども」
 - ② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル
（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日閣議決定））



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、共働き家庭の増加や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの社会的変動により、保育ニーズの増大や、子育てに対する負担感や不安感が高まっています。

こうした状況を受け、平成 15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代を担う子どもたちの健全な育成を支援するための施策が推進されました。さらに、平成 24（2012）年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村に対して「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられるなど、地域に根ざした支援体制の強化が図られました。

上北山村（以下、「本村」という。）では、平成 22（2010）年に「上北山村次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）」を、平成 27（2015）年には「上北山村子ども・子育て支援事業計画」、令和 2（2020）年には「第2期上北山村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

この間、令和 5（2023）年 4 月には、「子ども基本法」が施行されました。同法では、「日本国憲法」および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同日に「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁が発足し、令和 5（2023）年 12 月には、「子ども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

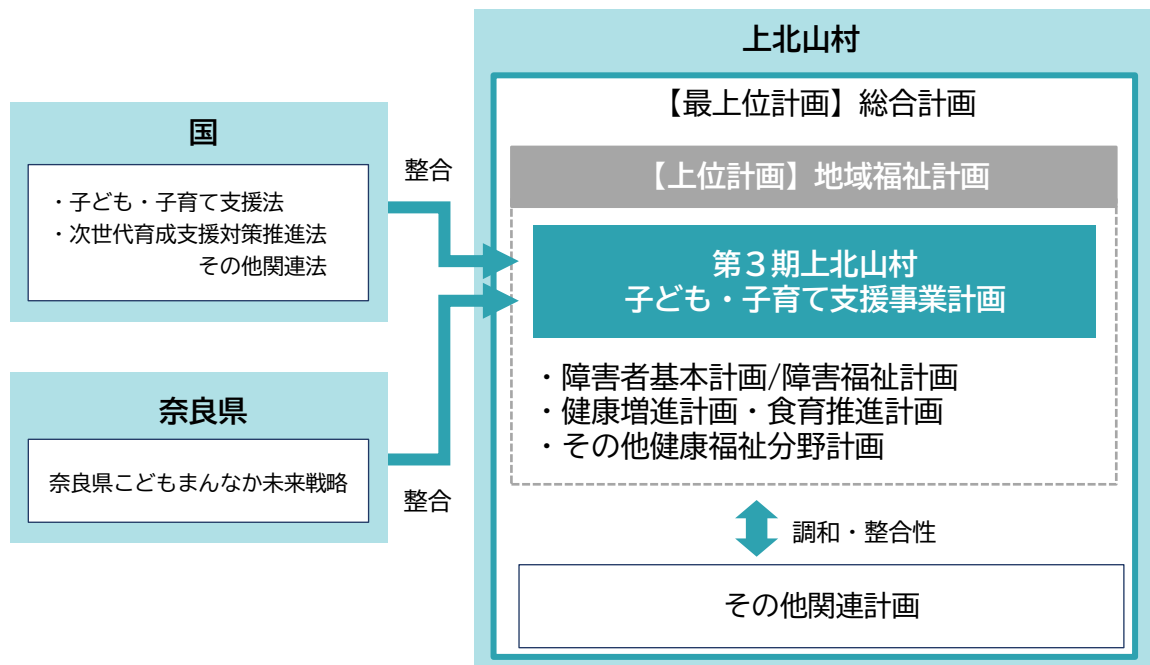
このたび、第2期計画の計画期間が令和 6（2024）年度で満了となることに伴い、本村の実情を踏まえながら、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や奈良県の動きを反映した「第3期上北山村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、第 2 期計画の基本的な考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」の内容を一部含むとともに、本村の最上位計画である「上北山村総合計画」をはじめ、「上北山村地域福祉計画」や関連計画との調和と整合性を保つものとしします。

また、本計画に関連する、分野別計画や国の関連法、奈良県が策定する「奈良県こどもまんなか未来戦略」等との整合を図るものとしします。

■計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 か年としします。

なお、計画期間中であっても、状況の変化等により必要が生じた場合は、計画の見直しを行うものとしします。

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子どもや保護者の実態やニーズ等を把握することを目的として、令和6（2024）年10月1日から令和6（2024）年10月22日にかけて、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査の種類	対象者	配布数	有効回答数	回収率
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	本村に在住の未就学児・就学児童の保護者	18件	17件	94.4%
こどもの意識と生活に関する調査	本村に在住の義務教育学校前期課程5・6年生および後期課程7～9年生本人	8件	8件	100.0%

(2) 上北村子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、住民のほか、住民関係団体の代表者、教育関係の代表者等で構成する「上北村子ども・子育て会議」を設置し、幅広い意見の反映に努めました。

(3) 庁内ヒアリングの実施

本計画を推進していくために、庁内を対象としたヒアリング調査を行い、総合的かつ効果的な実施を図りました。

(4) パブリックコメントの実施

本村ホームページ等で本計画の素案を公表し、広く村民の意見を募りました。

5 各種法令・制度の動向

(1) こども基本法

こども基本法は、「日本国憲法」および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4（2022）年6月15日に成立し、令和5（2023）年4月1日に施行されました。

同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

■こども基本法における6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先されて考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(2) 子ども・子育て支援制度の改正

令和5（2023）年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6（2024）年6月5日に成立し、同年10月1日に施行されました。

■主な改正点

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設 等
全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度の創設 ・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ヤングケアラーをこども・若者支援の対象として明記 等
共働き・共育ての推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置の創設
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	

(3) 次世代育成支援対策

令和6(2024)年5月24日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17(2002)年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が平成26(2014)年の改正に続けて令和6(2024)年に改正され、令和17(2035)年3月31日まで延長されました。

(4) こどもの貧困対策

令和6(2024)年6月19日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

(5) こども・若者の育成支援

令和6(2024)年6月5日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、改正された「子ども・若者育成支援推進法」において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

(6) 児童虐待防止

令和4(2022)年6月8日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、改正された「児童福祉法」において、市町村における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の創設等が定められました。

(7) 医療的ケア児およびその家族に対する支援

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠な児童(18歳以上の高校生等を含む)の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3(2021)年6月11日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立、同年9月18日に施行されました。

(8) 雇用・就労関連

令和6(2024)年5月24日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、改正された「育児・介護休業法」では、こどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充や、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大等が定められました。

(9) こども性暴力防止に向けた対策

令和6(2024)年6月19日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(こども性暴力防止法)が成立し、学校設置者等や認定を受けた民間教育保育等事業者に対し、性暴力を防止するための措置が義務付けられました。

■第2期計画策定以降の主な法令・制度の動向

年月日	国の動向
令和3(2021)年4月	「子供・若者育成支援推進大綱～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～」策定 (「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの)
令和3(2021)年9月18日	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和3(2021)年12月21日	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
令和4(2022)年6月8日	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立
令和4(2022)年6月15日	「こども基本法」成立
令和5(2023)年4月1日	「こども基本法」施行
	「こども家庭庁」発足
令和5(2023)年6月13日	「「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～」閣議決定
令和5(2023)年12月22日	「こども大綱」閣議決定 (「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの)
	「こども未来戦略」閣議決定
	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定
令和6(2024)年4月1日	「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行
令和6(2024)年5月24日	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」成立
令和6(2024)年5月31日	「こども大綱」に基づくアクションプランである「こどもまんなか実行計画」が決定
令和6(2024)年6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立
令和6(2024)年6月19日	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立
	「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」成立
令和6(2024)年9月25日	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
令和6(2024)年10月1日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」施行

第2章

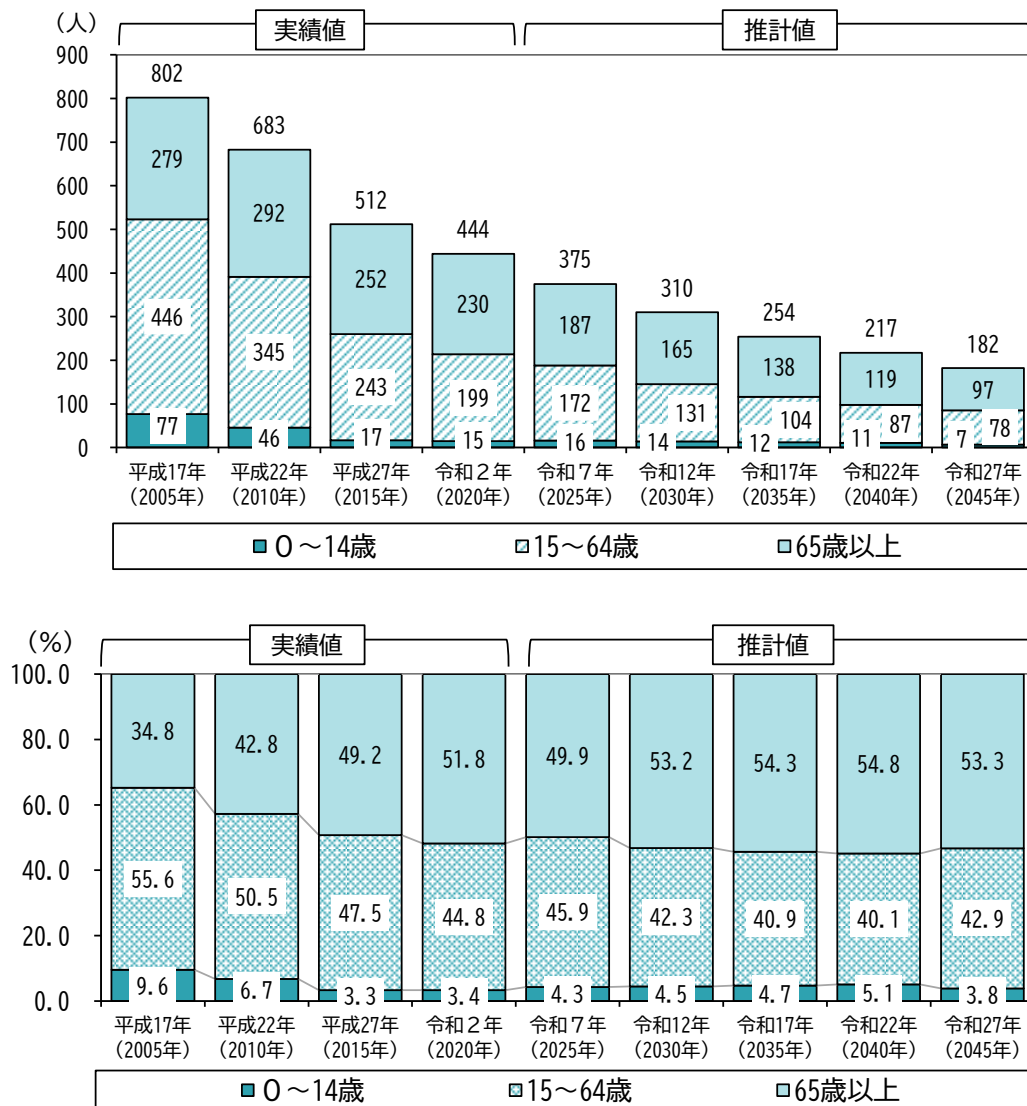
こども・子育てを取り巻く環境

1 統計にみる上北山村

(1) 長期の人口動態

本村の総人口は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年では444人で、今後も各年齢区分において人口が減少していくと予想されます。

■年齢3区分別人口と年齢3区分別人口割合の推移（長期）



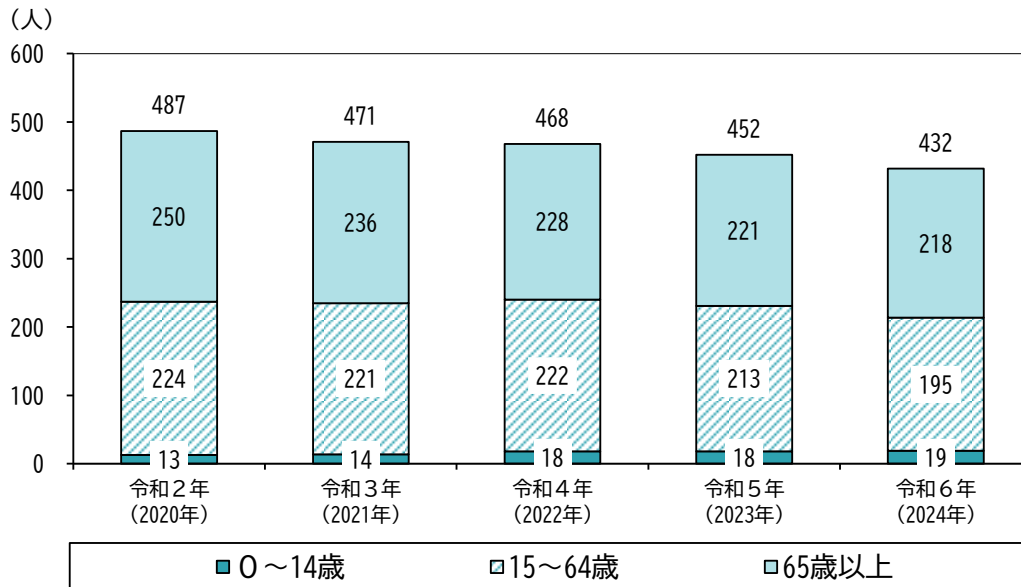
資料：総務省統計局「国勢調査」、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 近年の人口動態

本村の総人口は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年では432人となっています。

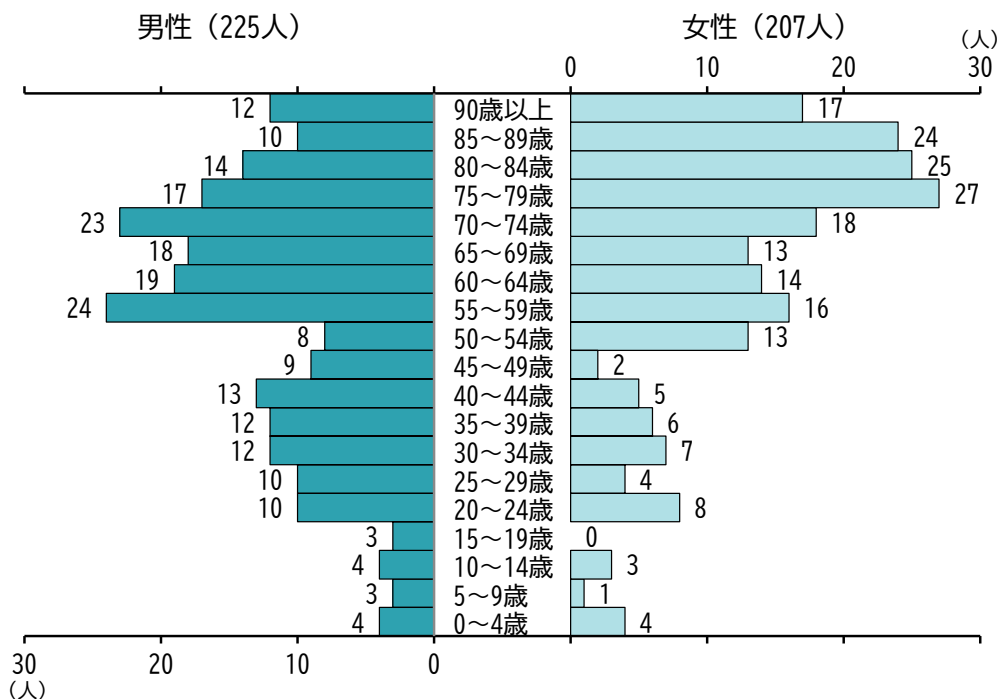
また、令和6（2024）年4月1日現在の5歳階級別人口では、男性では55～59歳が、女性では75～79歳が最も多くなっています。

■年齢3区分別人口と年齢3区分別人口割合の推移（近年）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

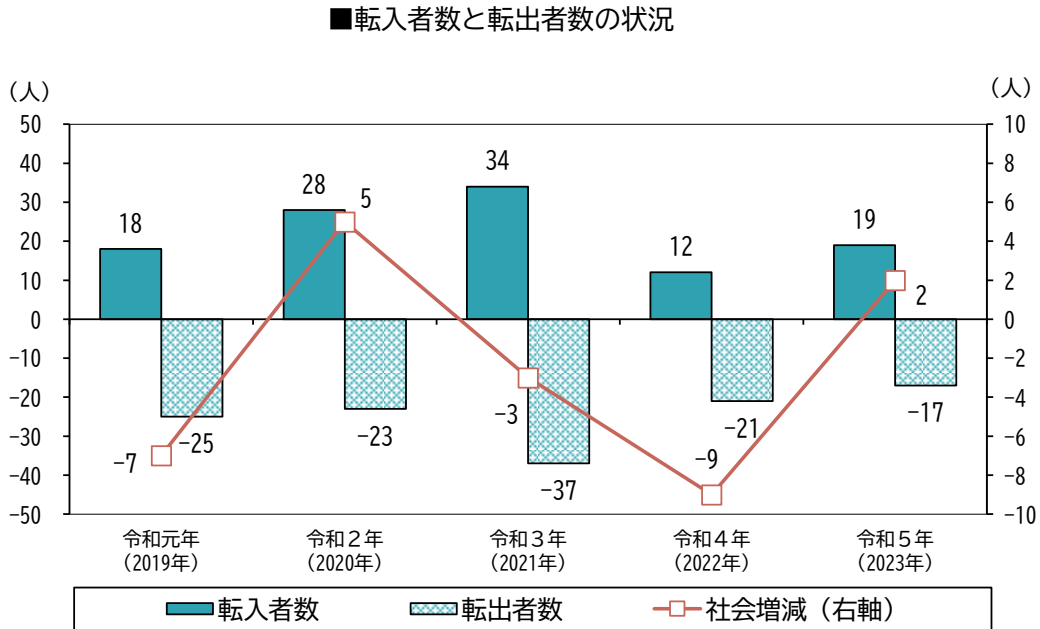
■男女別5歳階級別人口ピラミッド（令和6（2024）年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日現在）

(3) 社会増減

本村の社会増減（転入者数と転出者数の差）は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年では社会増（転入超過）となっています。

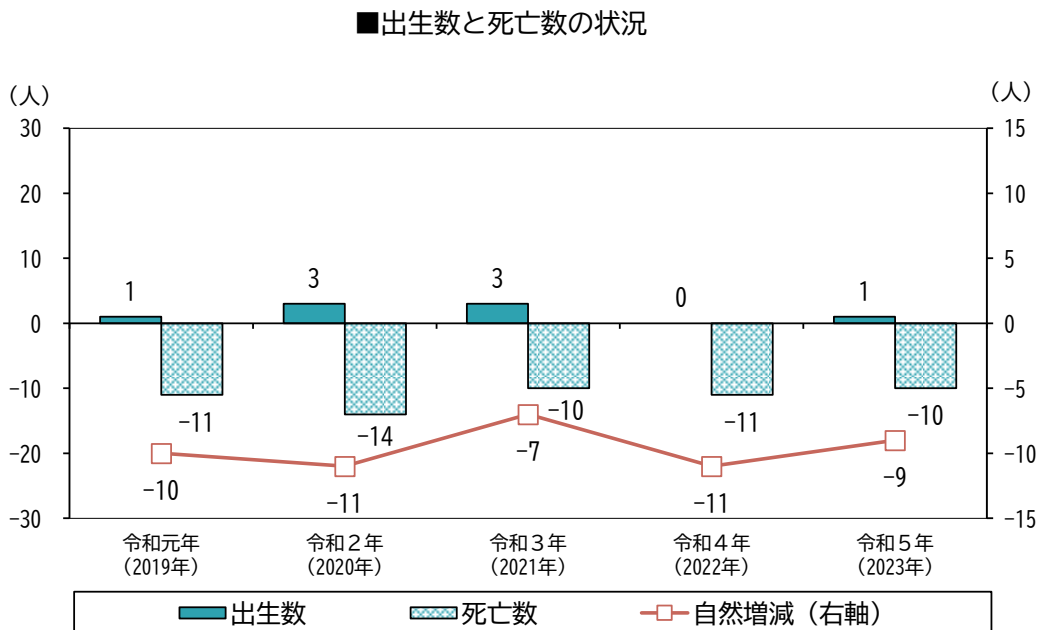


※ いずれも各前年10月1日から1年間の合計

資料：奈良県「奈良県推計人口調査」

(4) 自然増減

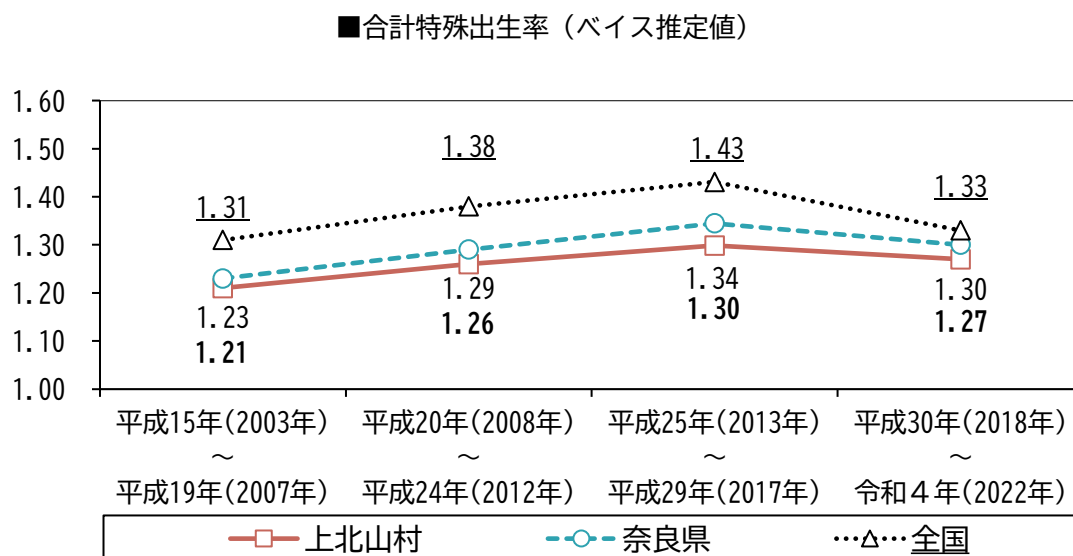
本村の自然増減（出生数と死亡数の差）は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(5) 合計特殊出生率

本村の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に産むこどもの数に相当する。）は、平成30（2018）年から令和4（2022）年では1.27で、全国および奈良県より低くなっています。



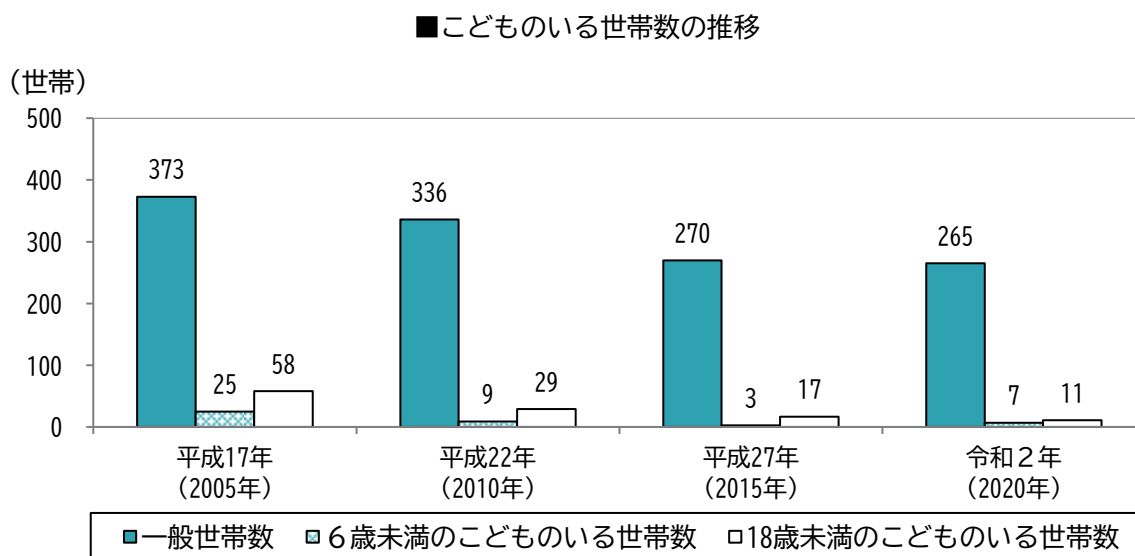
※ バイズ推定について…

市町村別の合計特殊出生率については、出生数が少なく、年齢階級別出生率が不安定な動きを示すため、人口および出生数のデータのみで合計特殊出生率を算出することは困難です。そこで、当該市町村の観測データ（人口および出生数）と、二次医療圏単位で推定した変数とを総合化する「バイズ推定」により、当該市町村における合計特殊出生率を推計するという形で数値を算出しています。このように、「バイズ推定」の手法を適用することにより、市町村に特有なデータの不安定性を緩和し、安定的な推計を行うことが可能となります。

資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

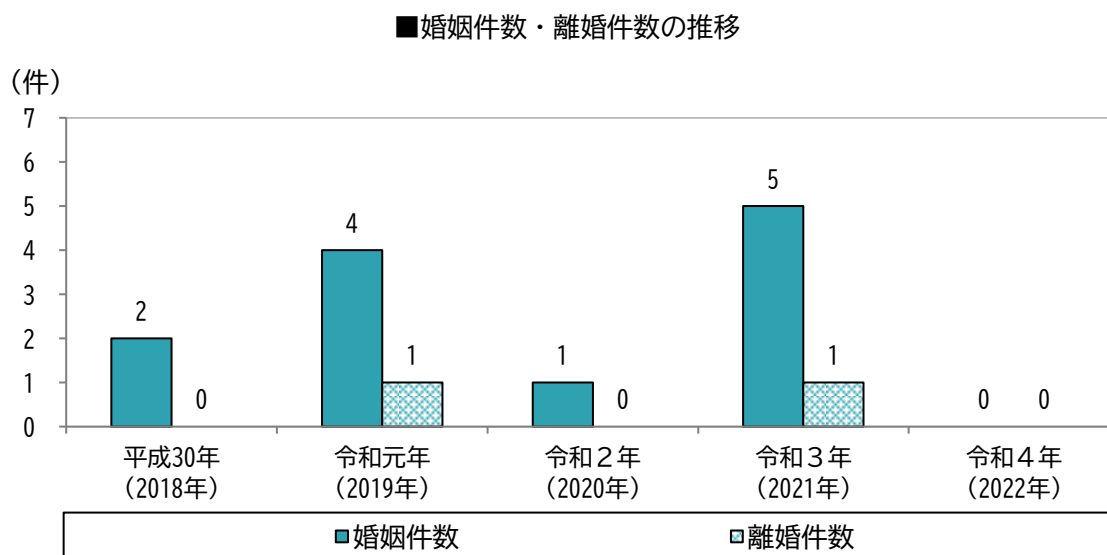
(6) こどものいる世帯数

本村のこどものいる世帯数について、18歳未満のこどものいる世帯数については減少傾向にあるものの、6歳未満のこどものいる世帯数については平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて増加しています。



(7) 婚姻・離婚の状況

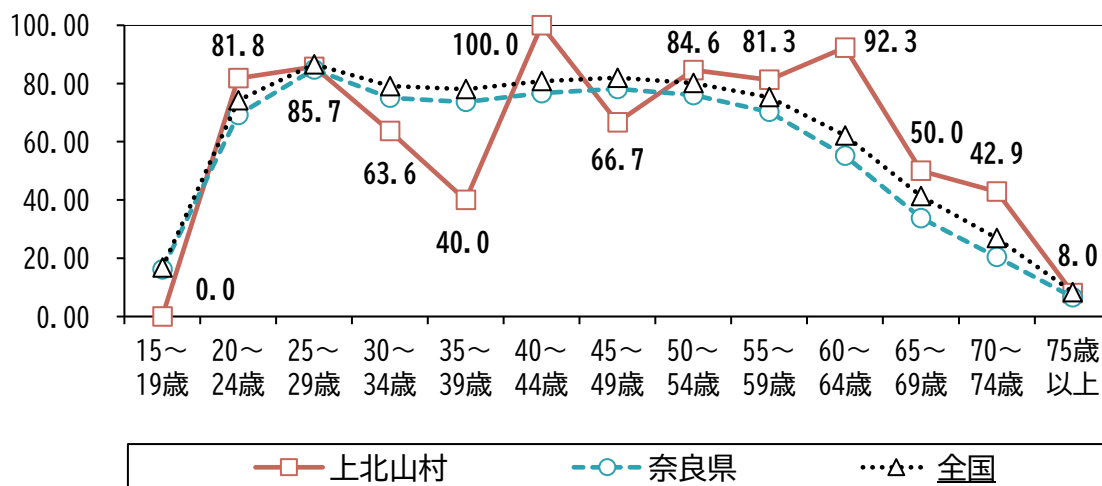
本村の婚姻件数は0～5件で推移しており、離婚件数は0～1件で推移しています。



(8) 女性の就労の状況

本村の令和2（2022）年の女性の労働力率は、30～39歳で全国および奈良県より割合が低くなっています。

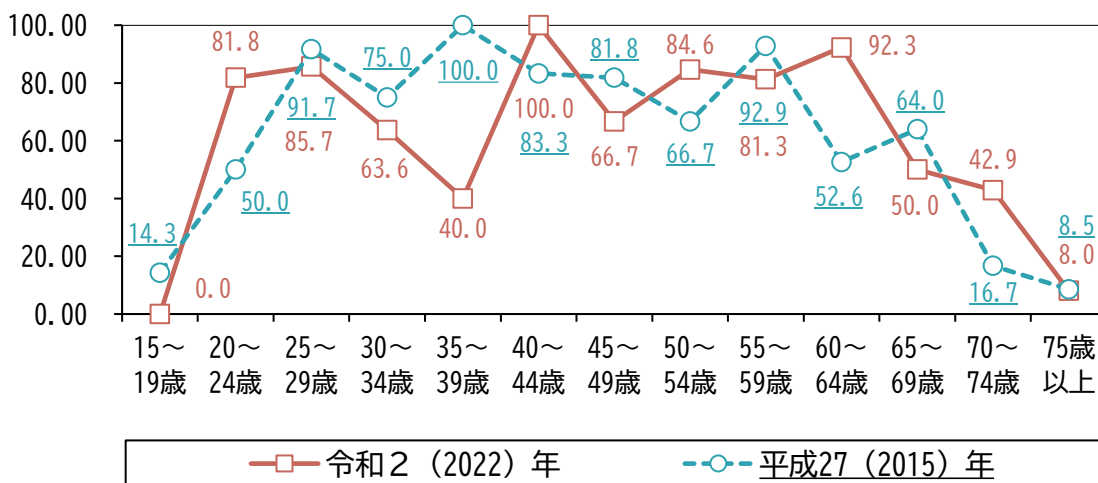
■女性の5歳階級別労働力率（令和2（2022）年）（本村、奈良県、全国の比較）



※ 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

■女性の5歳階級別労働力率（本村における経年比較）



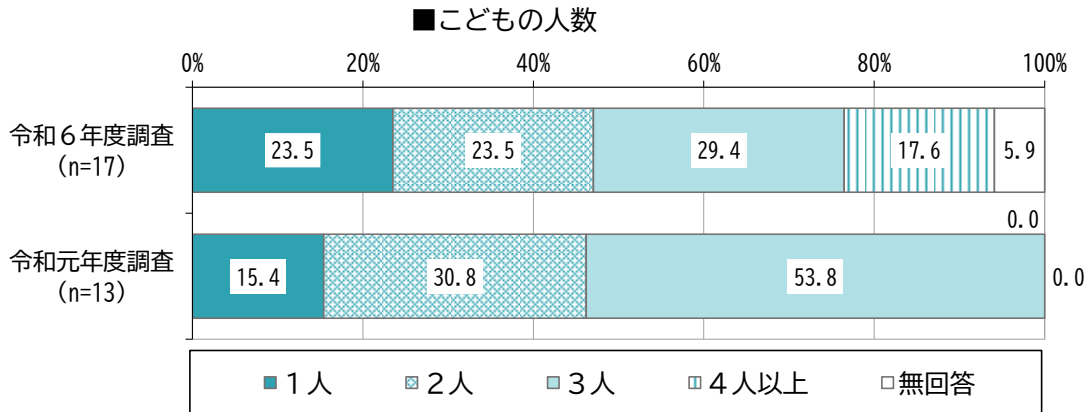
資料：総務省統計局「国勢調査」

2 アンケート調査結果

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

① こどもの人数

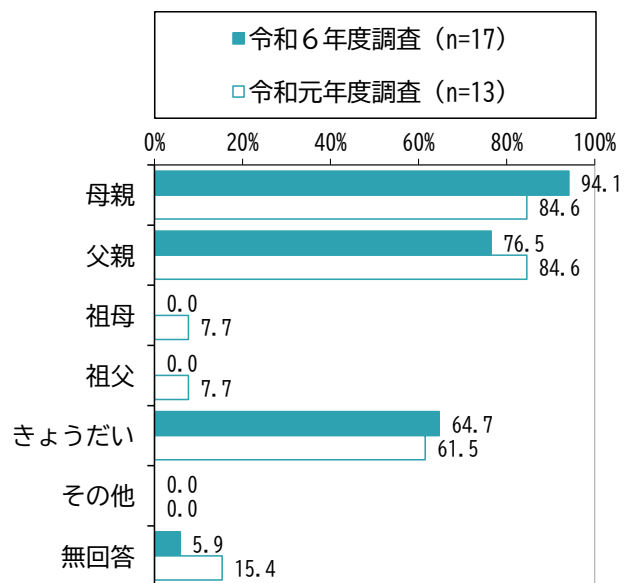
こどもの人数については、「3人」が29.4%で最も高くなっており、「4人以上」(17.6%)では、令和元(2019)年度調査(0.0%)より17.6ポイント増加しています。



② こどもの同居家族

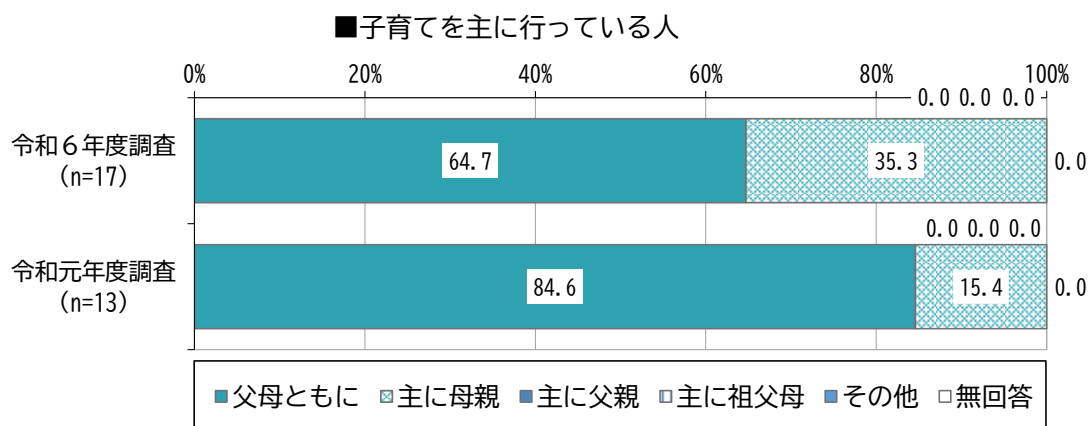
こどもの同居家族については、「母親」が94.1%で最も高くなっており、「父親」(76.5%)では、令和元(2019)年度調査(84.6%)より8.1ポイント減少し、最も減少した項目となっています。

■こどもの同居家族



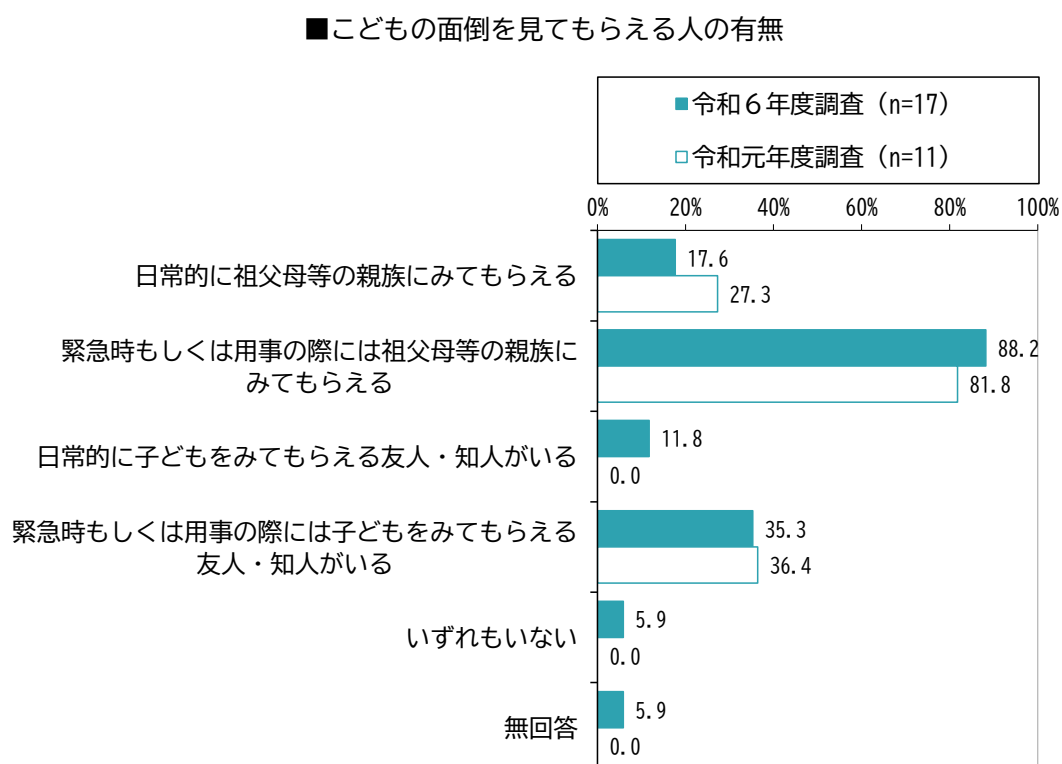
③ 子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人については、「父母ともに」が 64.7%で最も高くなっており、「主に母親」(35.3%)では、令和元(2019)年度調査(15.4%)より19.9ポイント増加しています。



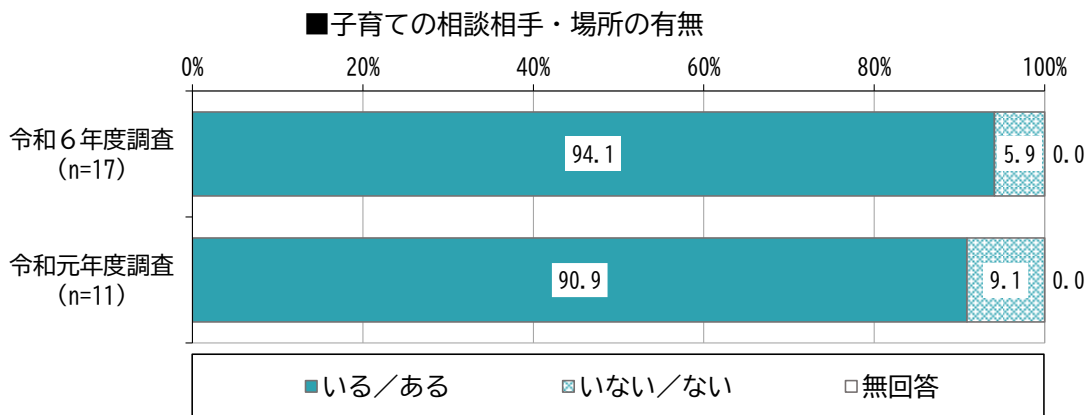
④ こどもの面倒を見てもらえる人の有無

こどもの面倒を見てもらえる人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 88.2%で最も高くなっており、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(17.6%)では、令和元(2019)年度調査(27.3%)より9.7ポイント減少し、最も減少した項目となっています。



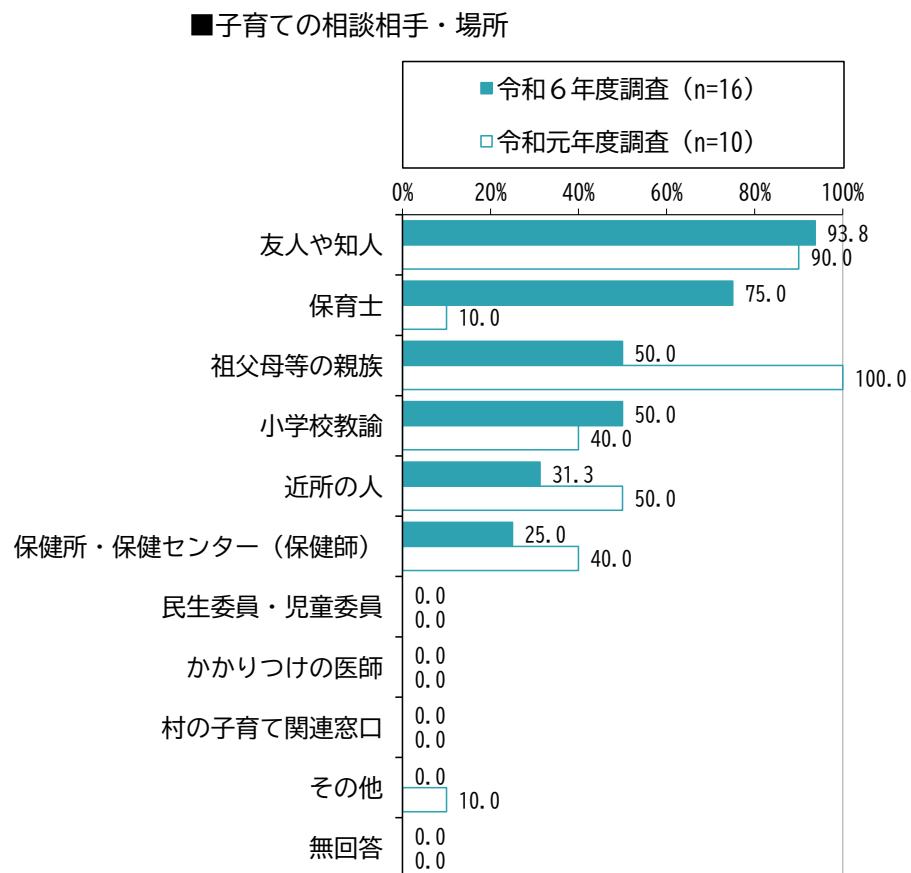
⑤ 子育ての相談相手・場所の有無

子育ての相談相手・場所の有無については、「いる／ある」が94.1%、「いない／ない」が5.9%となっています。



⑥ 子育ての相談相手・場所

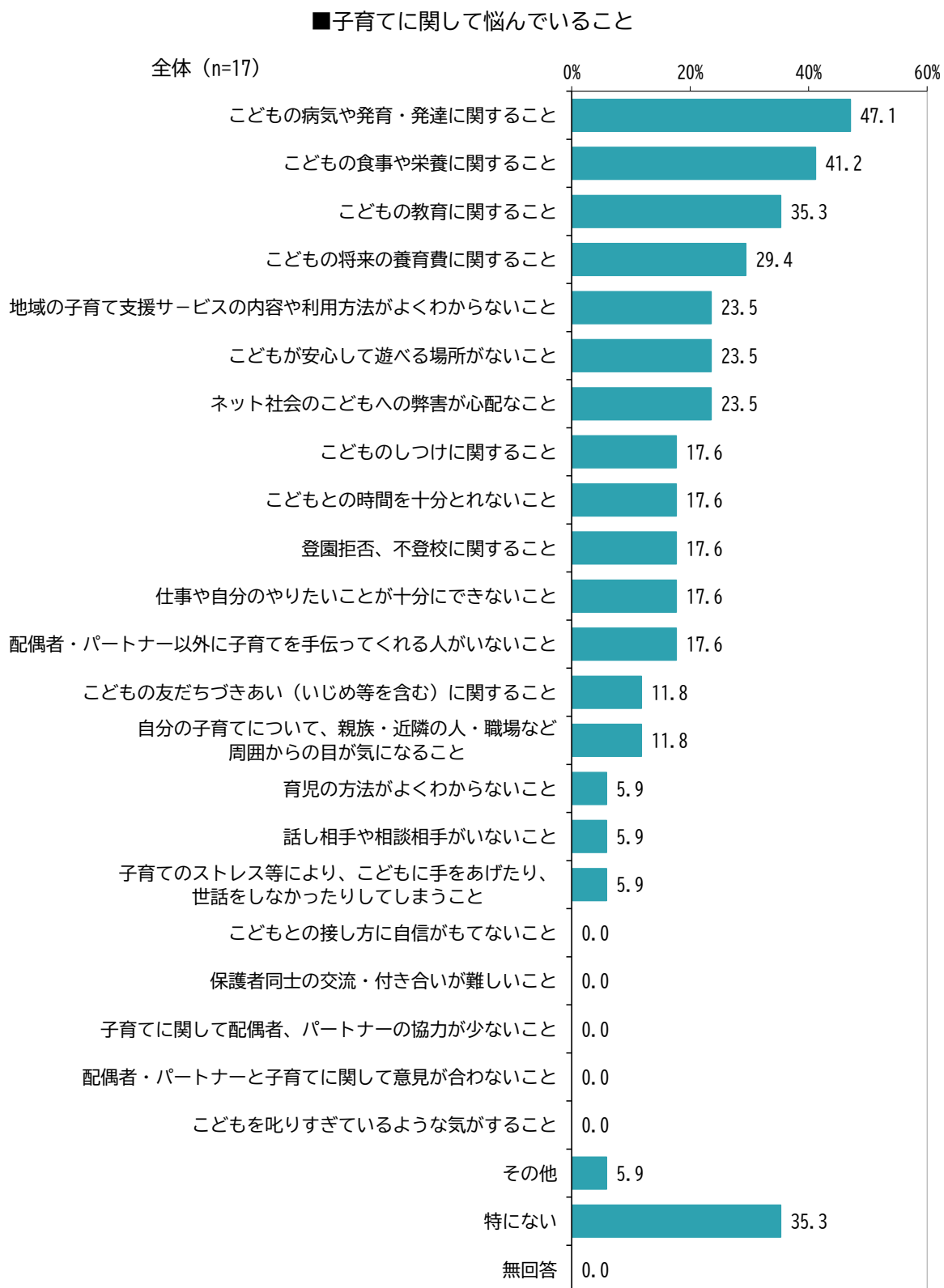
子育ての相談相手・場所がある人の相談相手・場所については、「友人や知人」が93.8%で最も高くなっており、「保育士」(75.0%)では、令和元(2019)年度調査(10.0%)より65.0ポイント増加し、最も増加した項目となっています。



※ 「保健所・保健センター(保健師)」の選択肢について、令和元(2019)年度調査では「ワースリビングかみきた(保健師・看護師)」、「村の子育て関連窓口」の選択肢について、令和元(2019)年度調査では「教育委員会・役場の担当窓口」となっています。

⑦ 子育てに関して悩んでいること

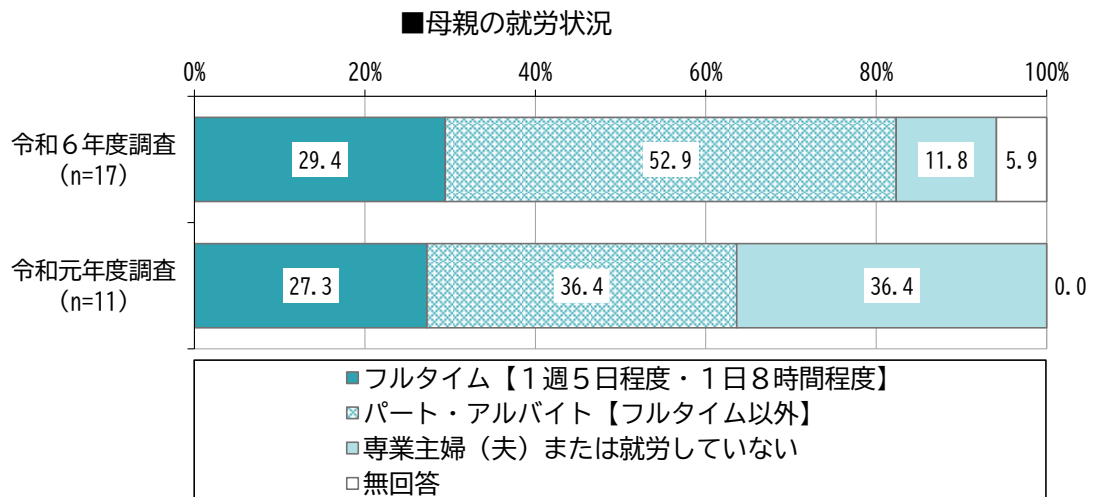
子育てに関して悩んでいることについては、「こどもの病気や発育・発達に関すること」が47.1%で最も高くなっています。



⑧ 保護者の就労状況

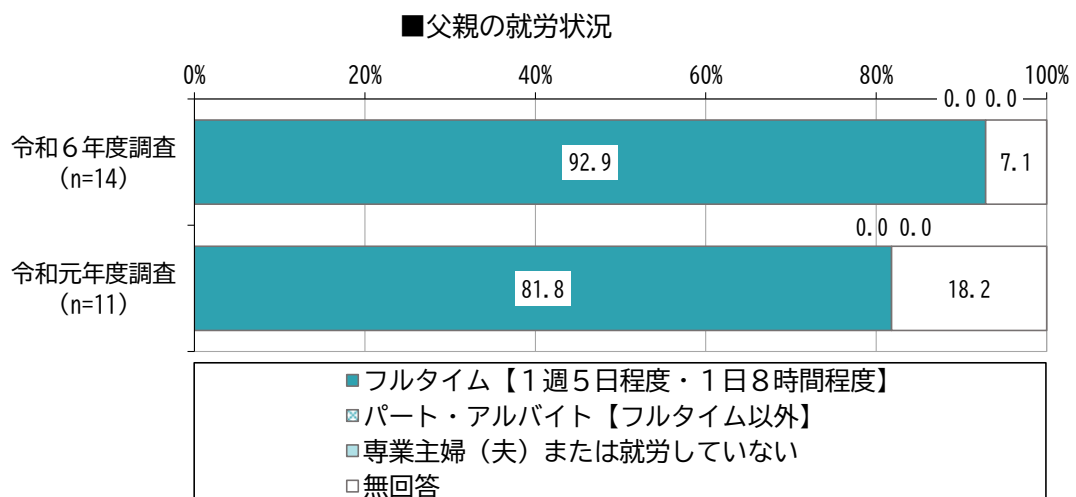
i) 母親の就労状況

現在の母親の就労状況については、「パート・アルバイト【フルタイム以外】」が52.9%で最も高くなっており、就労している人(「フルタイム」と「パート・アルバイト」の合計)(82.3%)では、令和元(2019)年度調査(63.7%)より18.6ポイント増加しています。



ii) 父親の就労状況

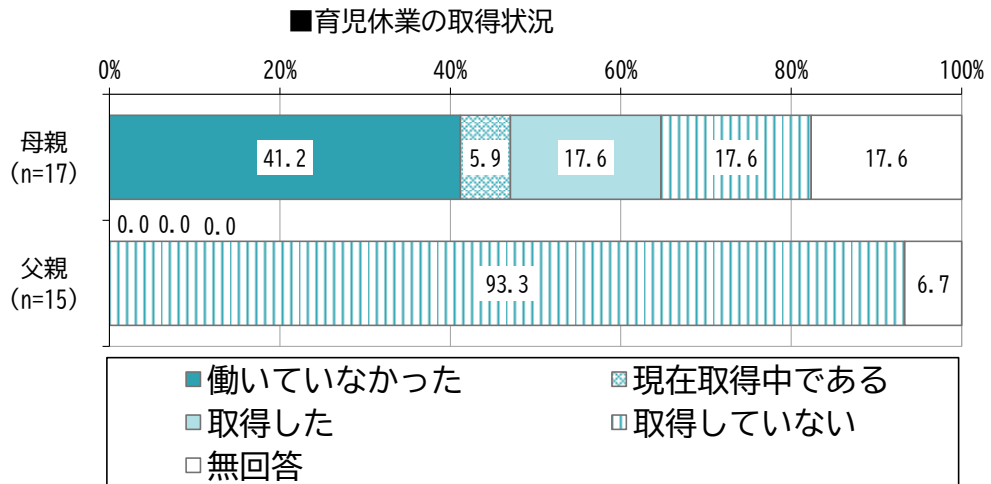
現在の父親の就労状況については、「フルタイム【1週5日程度・1日8時間程度】」が92.9%で最も高くなっています。



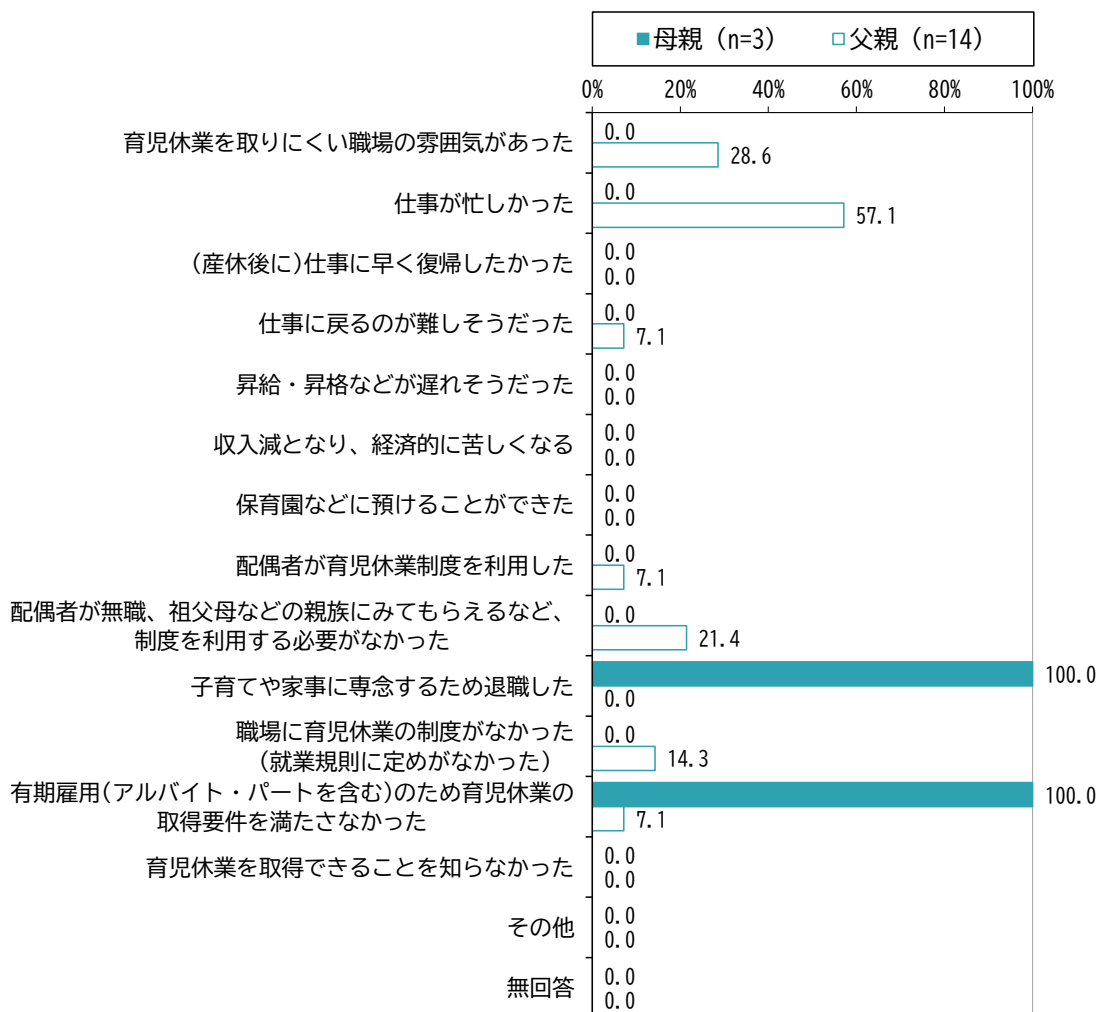
⑨ 育児休業の取得状況

対象の子どもが生まれたときに育児休業を取得した母親は23.5%、父親は0.0%です。

また、育児休業を取得していない理由について、父親では、「仕事が忙しかった」が57.1%で最も高く、次いで「育児休業を取りにくい職場の雰囲気があった」が28.6%と続いています。



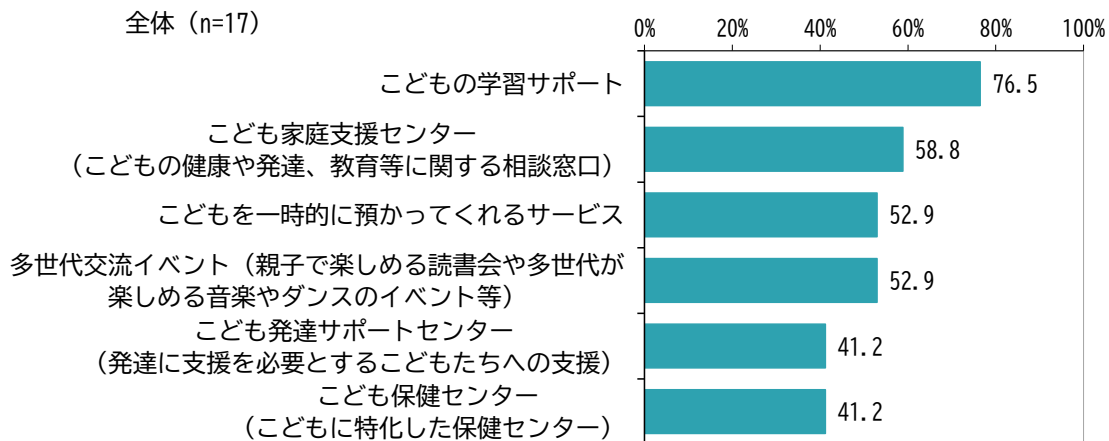
■ 育児休業を取得していない理由



⑩ とちの木センターで利用したい施設・整備

とちの木センターで利用したい施設・整備については、「こどもの学習サポート」が76.5%で最も高くなっています。

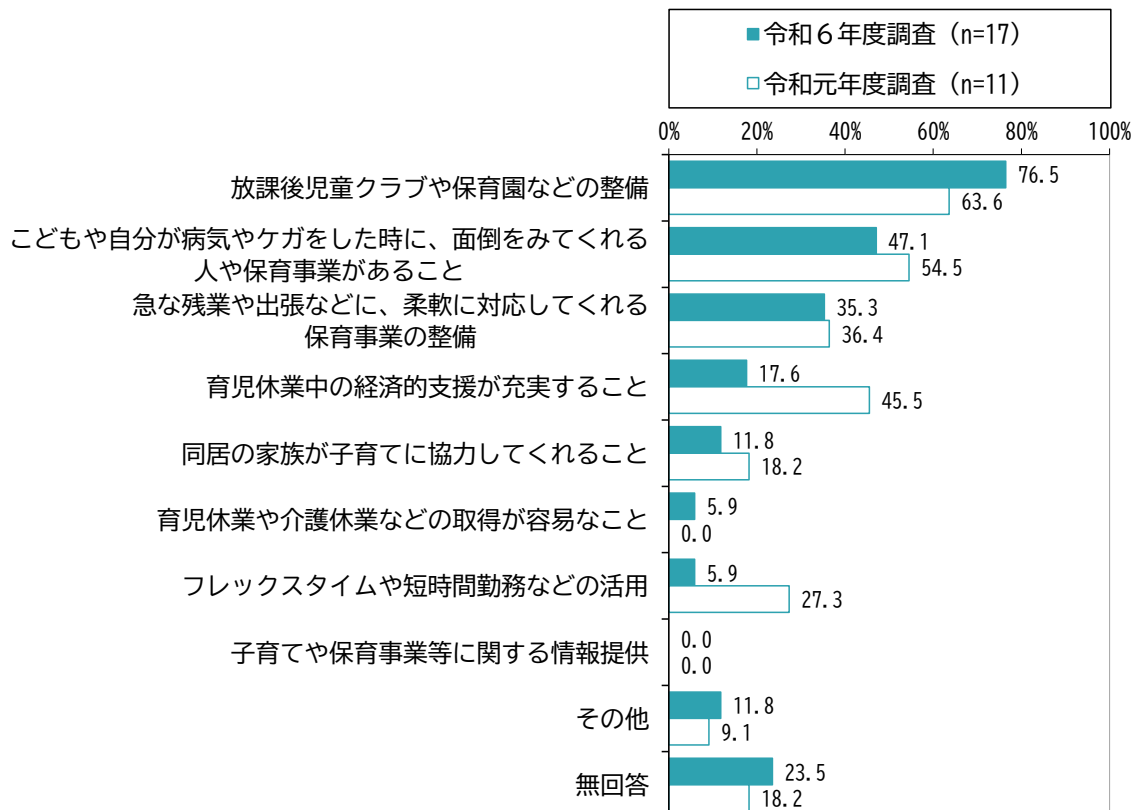
■とちの木センターで利用したい施設・整備（上位6つ）



⑪ 仕事と子育てを両立する上で必要なこと

仕事と子育てを両立する上で必要なことについては、「放課後児童クラブや保育園などの整備」が76.5%で最も高くなっており、令和元（2019）年度調査（63.6%）より12.9ポイント増加しています。

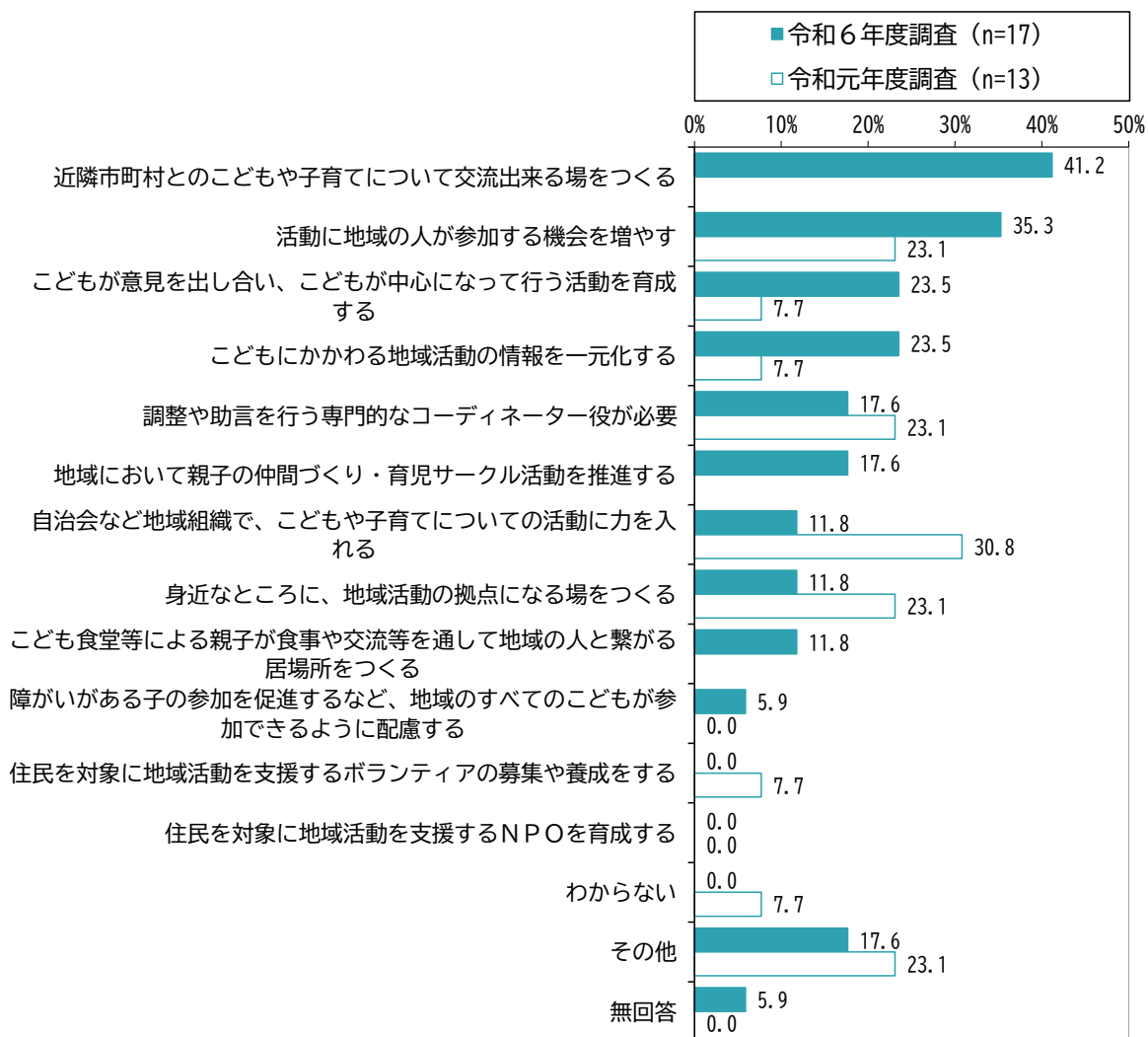
■仕事と子育てを両立する上で必要なこと



⑫ 地域の子どもたちの交流や活動を活発にするために必要なこと

地域の子どもたちとの交流や活動を活発にするために必要なことについては、「近隣市町村との子どもや子育てについて交流出来る場をつくる」が41.2%で最も高くなっています。

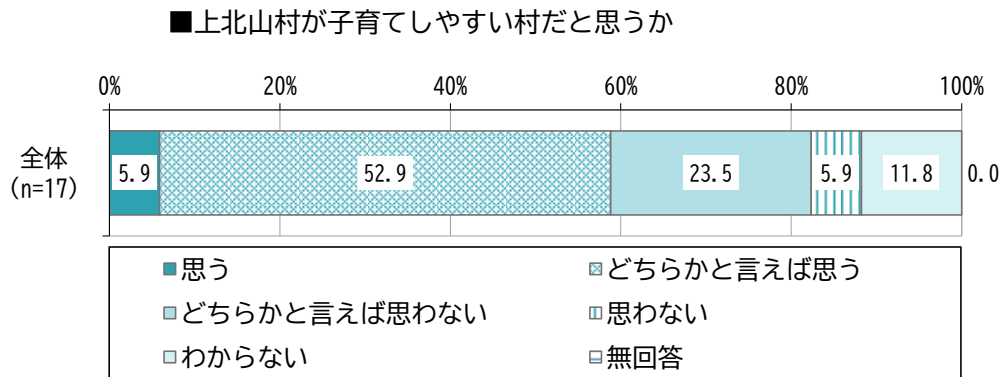
■地域の子どもたちの交流や活動を活発にするために必要なこと



※ 「地域において親子の仲間づくり・育児サークル活動を推進する」、「近隣市町村との子どもや子育てについて交流出来る場をつくる」、「子ども食堂等による親子が食事や交流等を通して地域の人と繋がる居場所をつくる」は今回調査からの選択肢となっています。

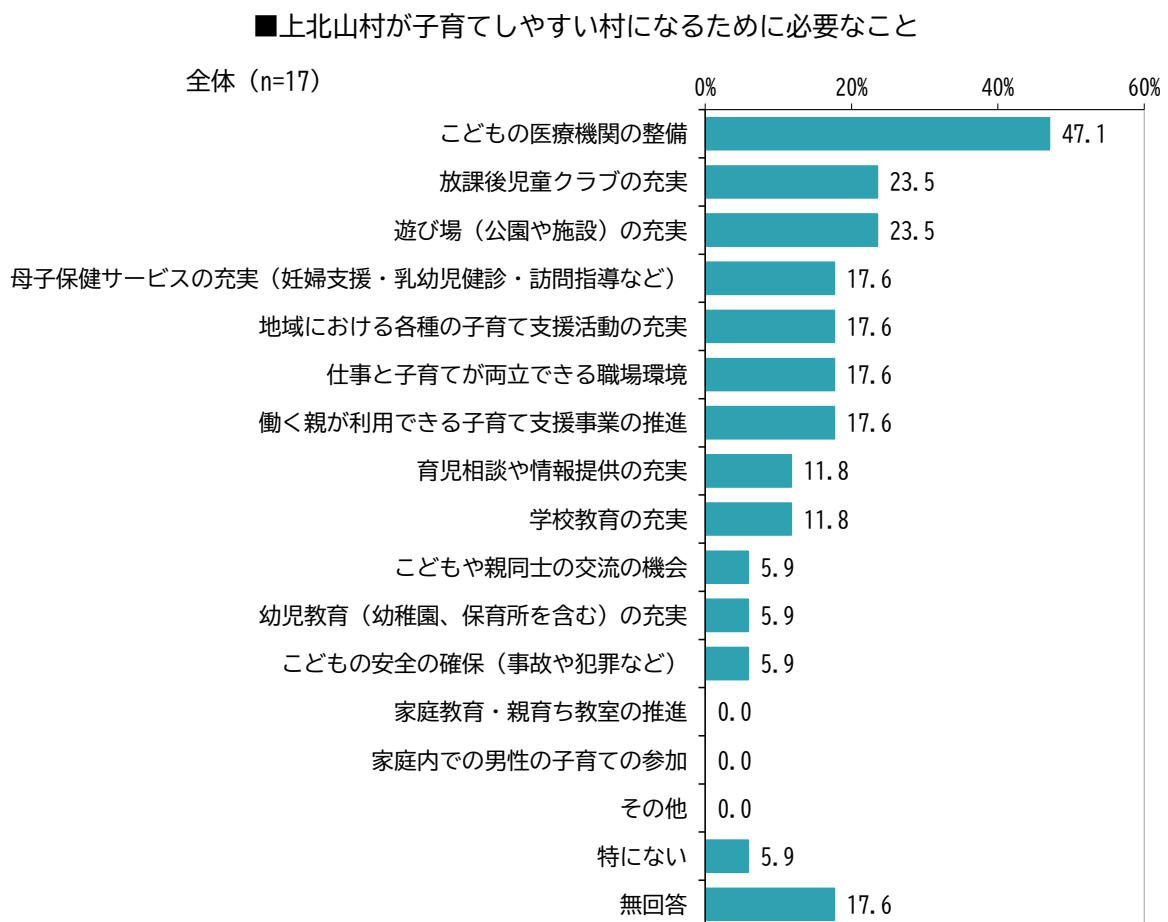
⑬ 上北山村が子育てしやすい村だと思うか

上北山村が子育てしやすい村だと思うかについては、「どちらかと言えば思う」が 52.9%で最も高くなっています。



⑭ 上北山村が子育てしやすい村になるために必要なこと

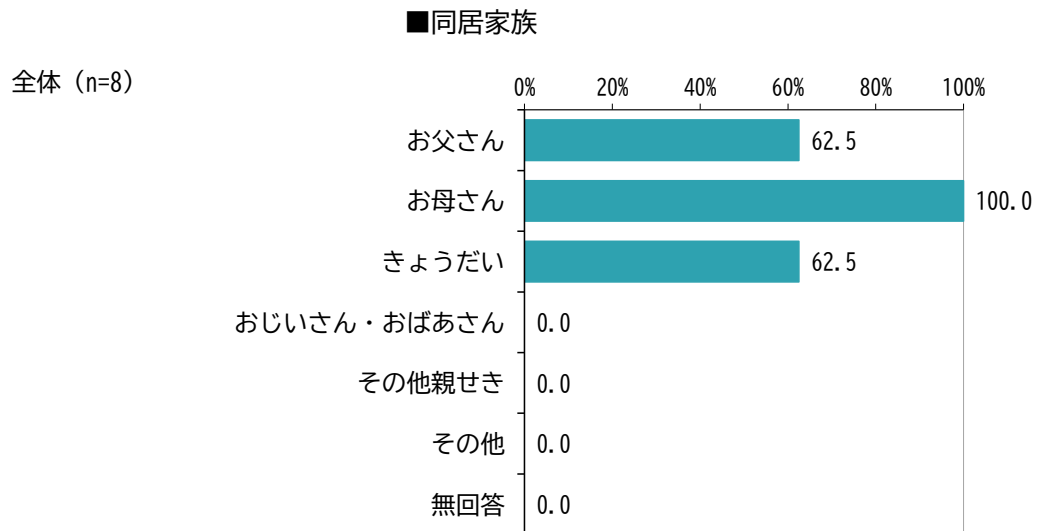
上北山村が子育てしやすい村になるために必要なことについては、「こどもの医療機関の整備」が 47.1%で最も高くなっています。



(2) こどもの意識と生活に関する調査

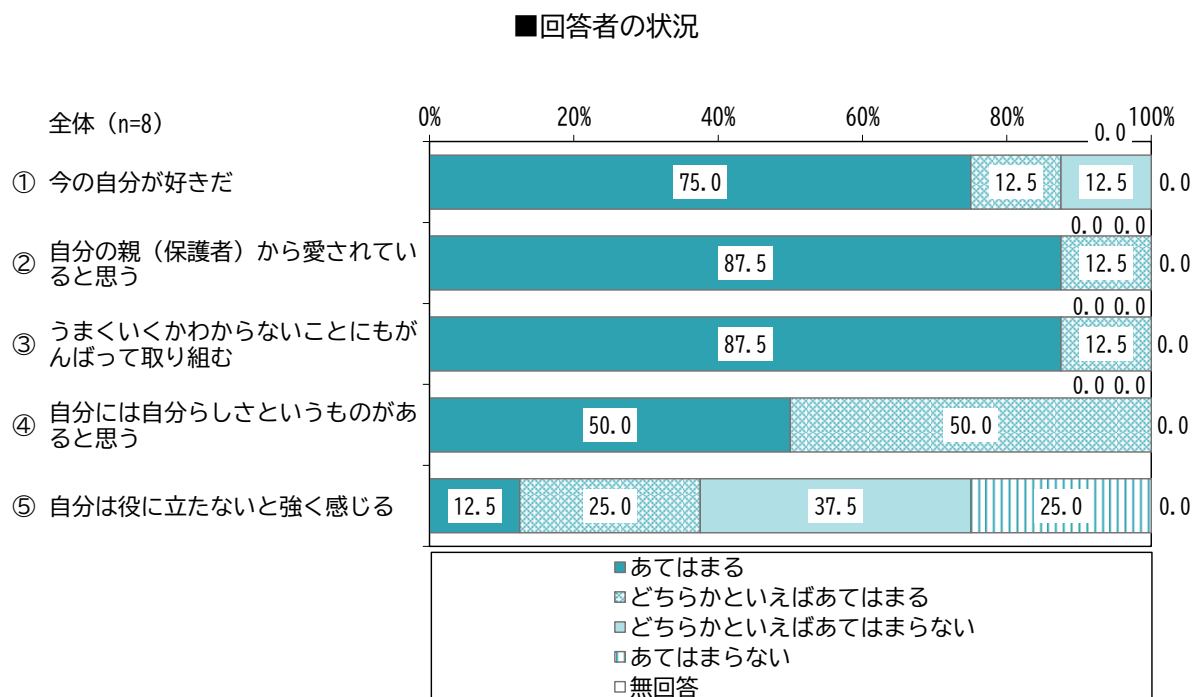
① 同居家族

同居家族については、「お母さん」が100.0%で最も高くなっています。



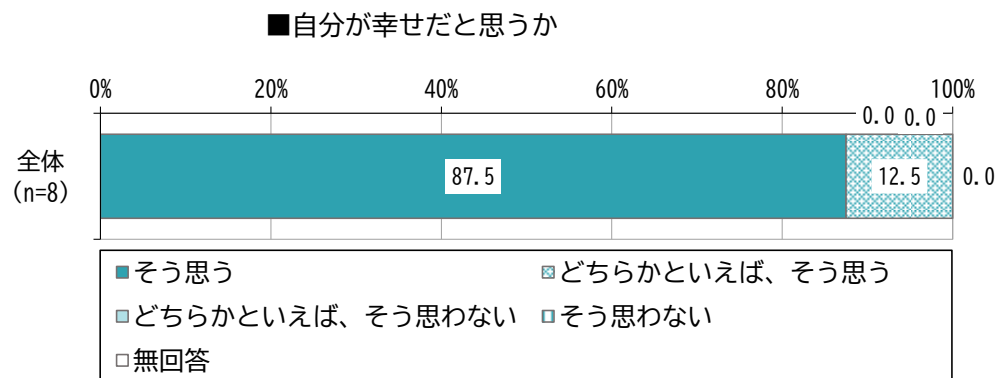
② 回答者の状況

回答者の状況について、「あてはまる」では、「② 自分の親（保護者）から愛されていると思う」、「③ うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」がいずれも87.5%で最も高くなっています。



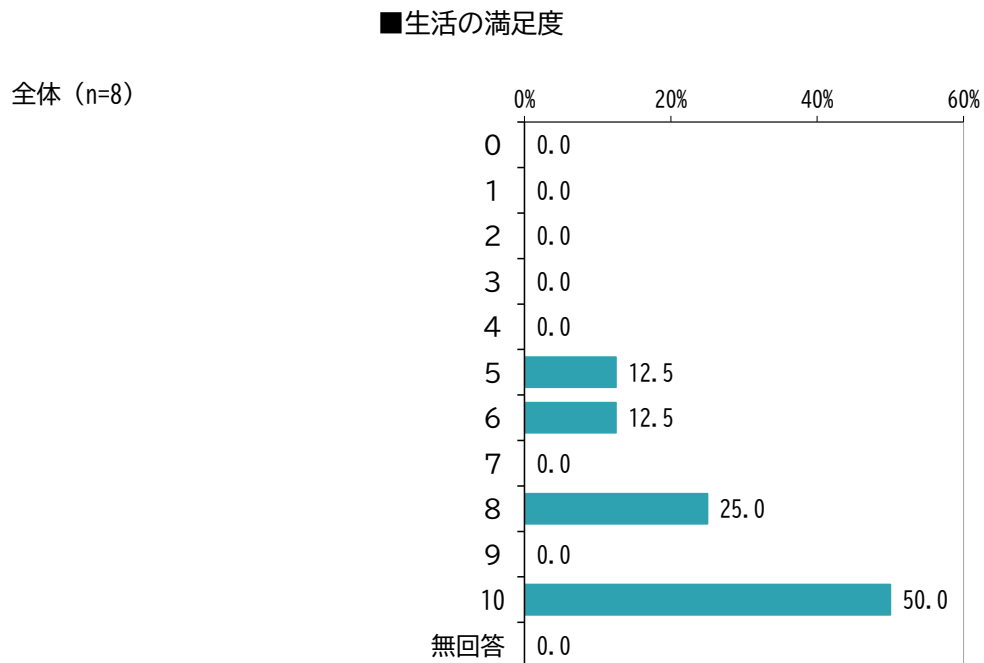
③ 自分が幸せだと思うか

自分が幸せだと思うかについては、「そう思う」が87.5%で最も高くなっています。



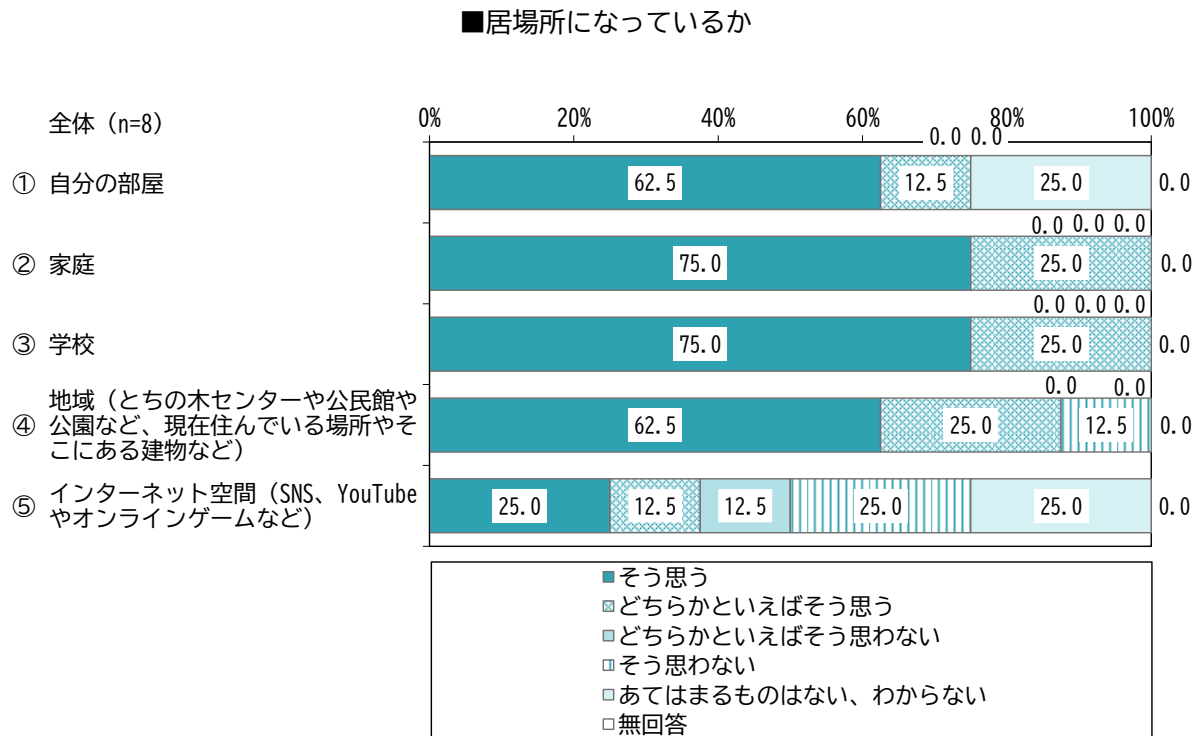
④ 生活の満足度

生活の満足度（「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している））については、「10」が50.0%で最も高くなっています。



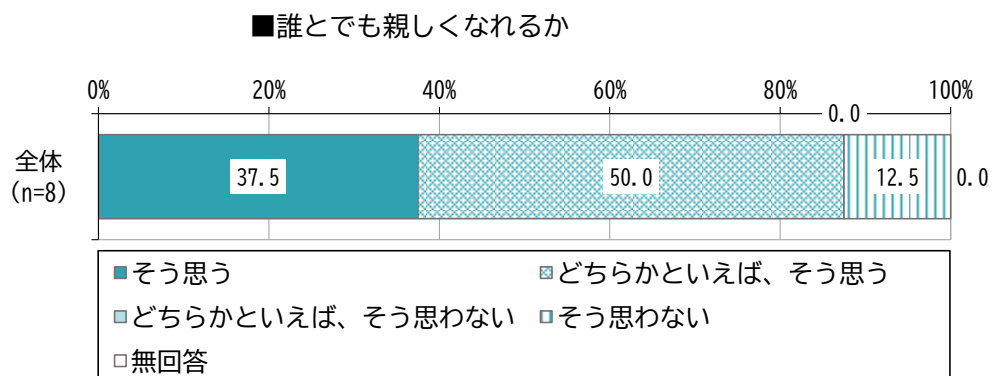
⑤ 居場所になっているか

居場所になっているかについて、「そう思う」では、「② 家庭」、「③ 学校」がいずれも 75.0% で最も高くなっています。



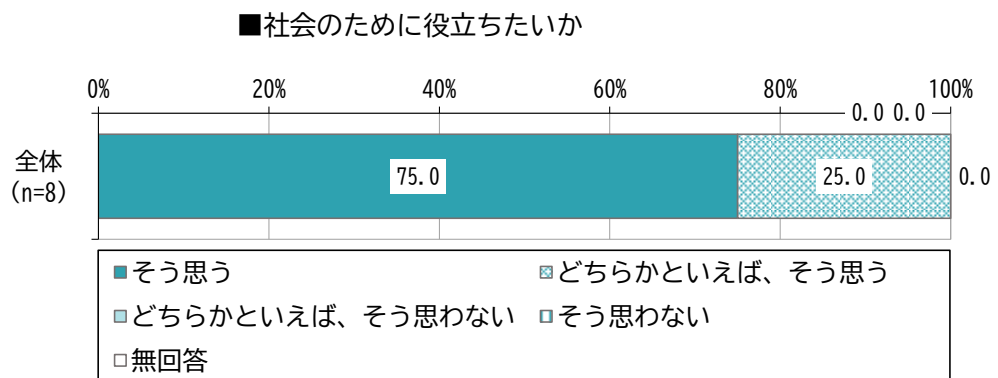
⑥ 誰とでも親しくなれるか

誰とでも親しくなれるかについては、「どちらかといえば、そう思う」が 50.0% で最も高くなっています。



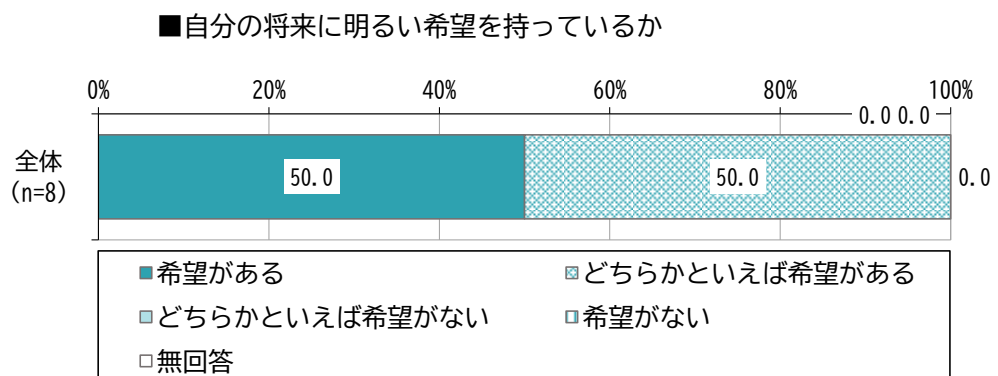
⑦ 社会のために役立ちたいか

社会のために役立ちたいかについては、「そう思う」が75.0%で最も高くなっています。



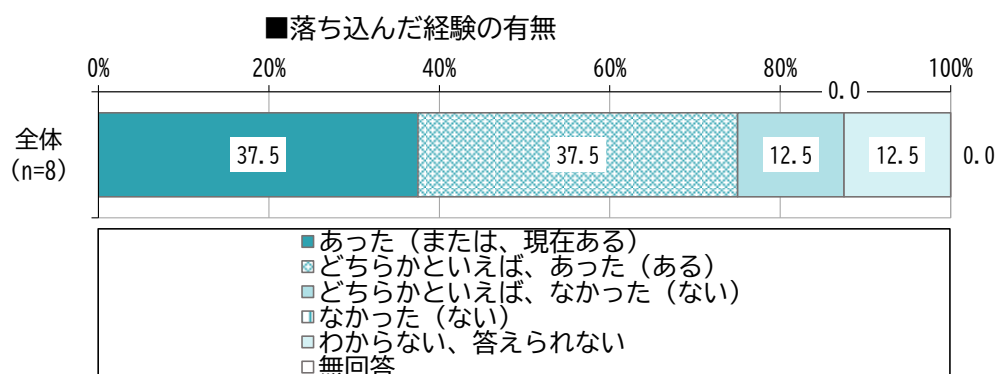
⑧ 自分の将来に明るい希望を持っているか

自分の将来に明るい希望を持っているかについては、「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」がいずれも50.0%で最も高くなっています。



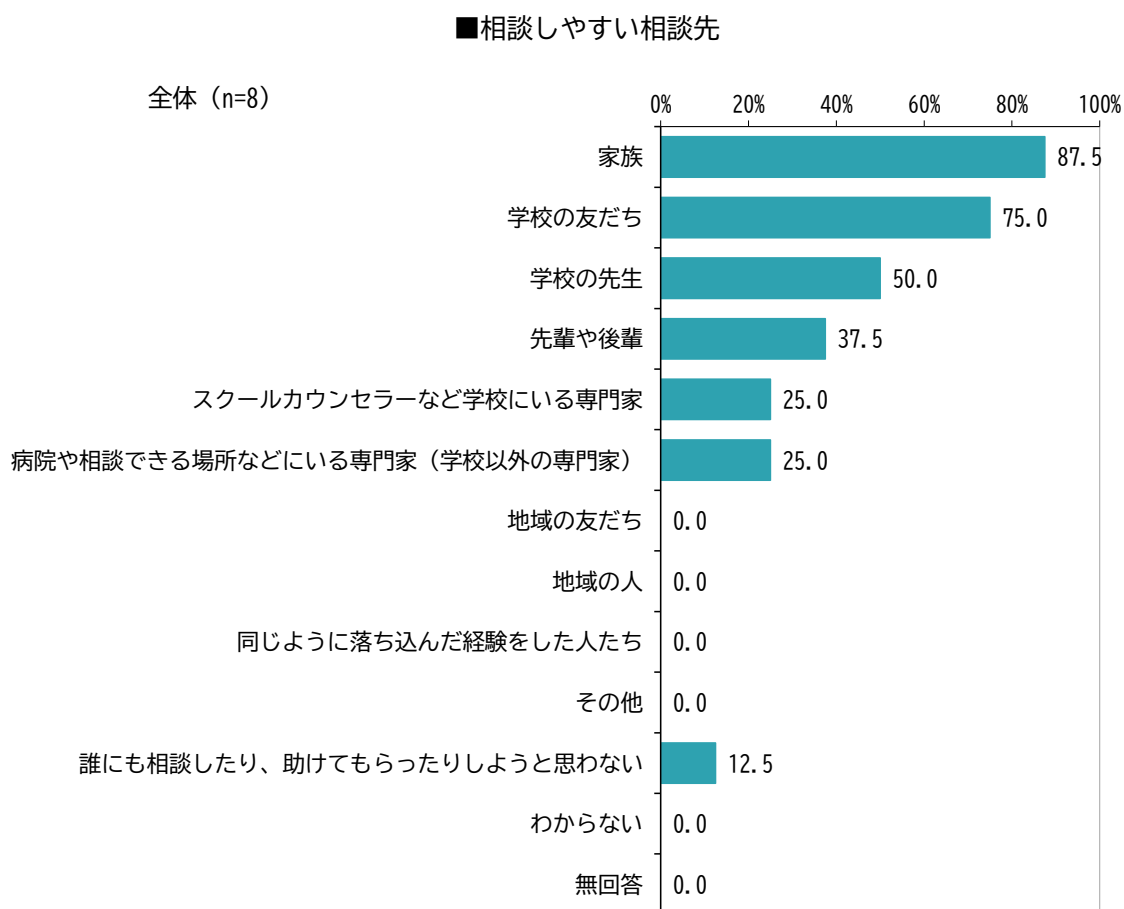
⑨ 落ち込んだ経験の有無

落ち込んだ経験の有無については、「あった（または、現在ある）」、「どちらかといえば、あった（ある）」がいずれも37.5%で最も高くなっています。



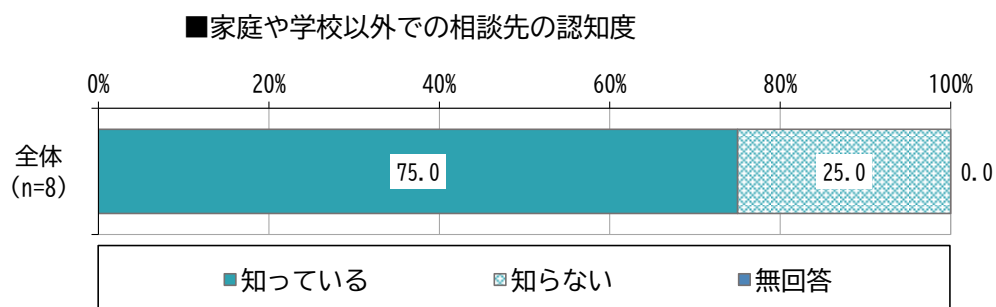
⑩ 相談しやすい相談先

相談しやすい相談先については、「家族」が87.5%で最も高くなっています。



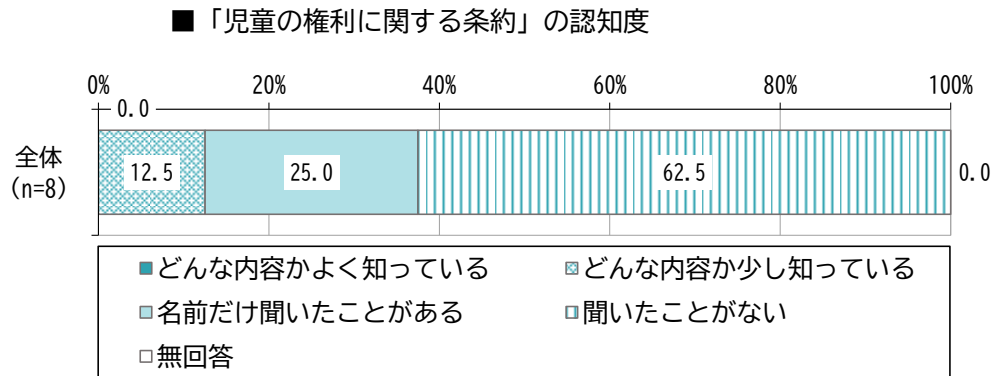
⑪ 家庭や学校以外での相談先の認知度

家庭や学校以外での相談先の認知度については、「知っている」が75.0%、「知らない」が25.0%となっています。



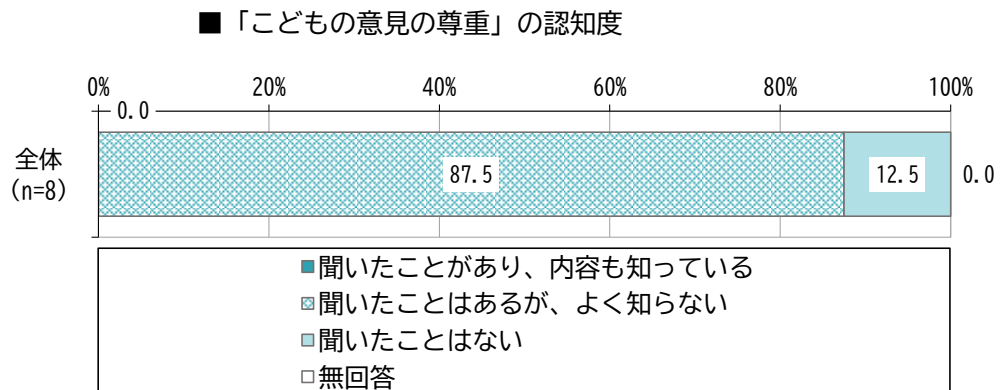
⑫ 「児童の権利に関する条約」の認知度

「児童の権利に関する条約」の認知度については、「聞いたことがない」が62.5%で最も高くなっています。



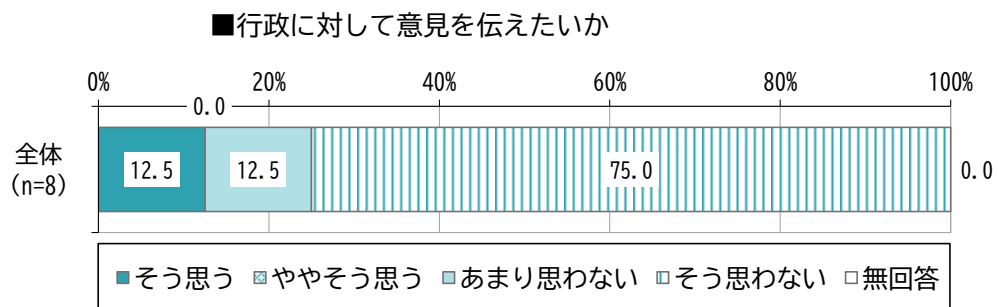
⑬ 「こどもの意見の尊重」の認知度

「こどもの意見の尊重」の認知度については、「聞いたことはあるが、よく知らない」が87.5%で最も高くなっています。



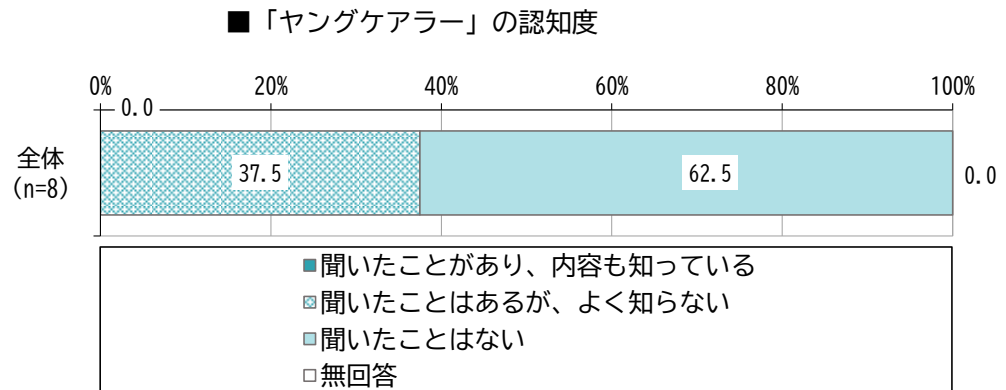
⑭ 行政に対して意見を伝えたいか

行政に対して意見を伝えたいかについては、「そう思わない」が75.0%で最も高くなっています。



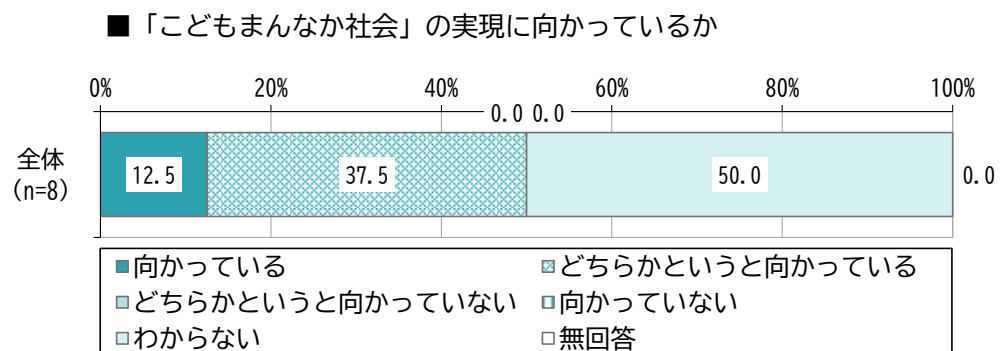
⑮ 「ヤングケアラー」の認知度

「ヤングケアラー」の認知度については、「聞いたことはない」が62.5%で最も高くなっています。



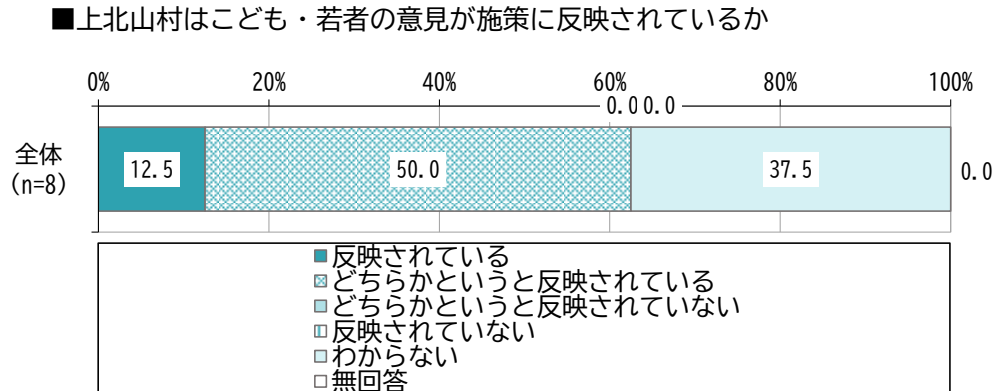
⑯ 「こどもまんなか社会」の実現に向かっているか

「こどもまんなか社会」の実現に向かっているかについては、「わからない」が50.0%で最も高くなっています。



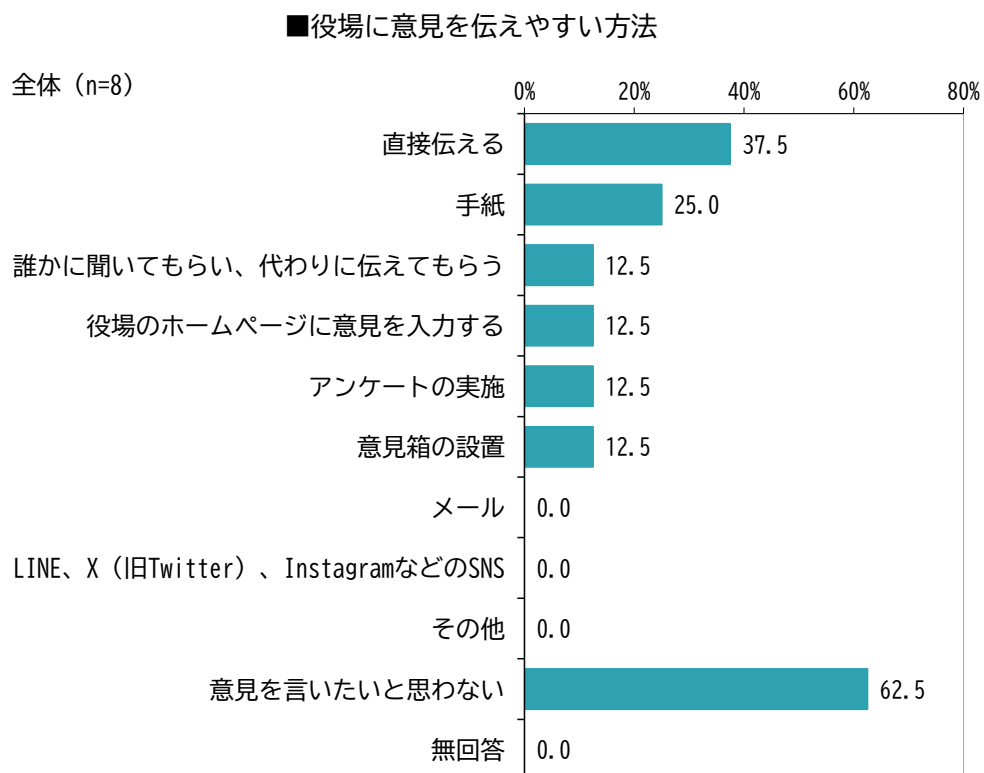
⑰ 上北山村は子ども・若者の意見が施策に反映されているか

上北山村は子ども・若者の意見が施策に反映されているかについては、「どちらかというど反映されている」が50.0%で最も高くなっています。



⑱ 役場に意見を伝えやすい方法

役場に意見を伝えやすい方法については、「意見を言いたいと思わない」が62.5%で最も高くなっています。



3 第2期計画の主な事業実績

(1) 第2期計画の主な事業実績

	単位		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
1) 1号認定 (2号認定の教育の利用希望が強いものを含む)	人	量の見込み	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0
2) 2号認定	人	量の見込み	1	1	3	4	5
		実績	1	2	3	6	5
3) 3号認定(0歳)	人	量の見込み	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0
4) 3号認定(1～2歳)	人	量の見込み	1	2	2	1	1
		実績	1	2	3	2	2

※ 教育・保育給付の認定区分(1号・2号・3号)の詳細については第5章を参照

子育てと仕事の両立を支援するため、本村では公立の保育所(やまゆり保育園)(以下、「やまゆり学園(保)」という。)を1か所設置し、保育サービスの提供を行っています。

やまゆり学園(保)は平成29(2017)年度より、保・小中一体型※、さらに令和2(2020)年度より、義務教育学校への移行等の一貫教育体制をとっており、幼児教育や子育てに関する相談等を実施するなど、子育て支援の拠点としての役割も担っています。

※ 本計画中、「小学校」、「中学校」、「小学生」、「中学生」は、義務教育学校については、それぞれ、「義務教育学校の前期課程」、「義務教育学校の後期課程」、「義務教育学校の前期課程の児童」、「義務教育学校の後期課程の生徒」と読み替えるものとします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		単位		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
1) 時間外保育事業 (延長保育)		人	量の見込み 実績	2 0	2 0	2 0	2 0	2 4
2) 放課後児童健全 育成事業	1年生	人	量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 2
	2年生		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	3年生		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 1	0 0
	4年生		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 3	0 1
	5年生		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 3	0 3
	6年生		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 3
	計		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 7	0 9
	3) 子育て短期支援事業		人日	量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0
4) 地域子育て支援拠点事業		人回	量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
5) 一時預かり 事業	在園児1号 認定対象	人日	量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	在園児2号 認定対象		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	在園児 対象以外		量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
6) 病児保育事業		人日	量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
7) 子育て援助活動支援事業		人日	量の見込み 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
8) 利用者支援事業	母子 保健型	か所	量の見込み 実績	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
9) 妊婦健康診査事業		人	量の見込み 実績	2 5	1 4	2 1	1 3	2 2
10) 乳児家庭全戸訪問事業		人	量の見込み 実績	2 3	1 3	2 0	1 2	2 2
11) a. 養育支援訪問事業		人	量の見込み 実績	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

※ 地域子ども・子育て支援事業の詳細については第5章を参照

第2期計画期間において、地域のニーズに応じるため、令和5（2023）年度には放課後児童健全育成事業を、令和6（2024）年度には時間外保育事業(延長保育)を実施しました。

4 こども・子育て支援に係る現状と課題

(1) 多様なこども・子育て支援に係るニーズへの対応

本村ではこれまで、こどもと家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後活動支援事業など独自に子育て支援事業を実施してきましたが、共働き家庭の増加や核家族化の進展等により増加するこども・子育て支援に係るニーズに対応するため、令和5（2023）年度には学童クラブを、令和6（2024）年には延長保育を開始しました。

今回実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると、母親が就労する世帯が増加している一方で、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる世帯が減少していたことから、こども・子育て支援に係るニーズは今後も継続していくことが見込まれ、支援を必要とするすべての世帯が利用できる提供体制を確保する必要があります。

また、令和6（2024）年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、新たに「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が創設され、保護者の就労状況等に関わらず、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもも一定の時間の範囲内で保育所等を利用することができるようになり、令和8（2026）年度までにすべての市町村において実施することが求められていることから、制度の実施に向けた体制づくりが必要です。

(2) こどもの権利に関する理解を深める取り組み

今回実施した「こどもの意識と生活に関する調査」によると、「児童の権利に関する条約」の内容を少しでも知っているこどもの割合は約1割で、「こどもの意見の尊重」についても、「聞いたことがあり、内容も知っている」こどもはいませんでした。また、行政に対して意見を伝えたいこどもの割合は約1割となっていました。

「こどもの意見の尊重」は、「児童の権利に関する条約」において条文に記されている権利であり、「こども基本法」においても、年齢や発達に応じて意見を表明する機会が確保されること（第3条第3号）、その意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること（第3条第4号）が基本理念として掲げられています。

そのため、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の趣旨や内容など、こどもの権利について理解を深める取り組みが必要です。

第3章

計画の理念と施策の体系

1 基本理念

本村では、第2期計画において、「親も子ども、地域も明るく、元気な上北山」を基本理念として掲げ、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

本計画においては、令和5（2023）年に閣議決定された「子ども大綱」が目指す「子どもまんなか社会※」の視点も踏まえて、子どもの最善の利益を第一に考え、子ども・子育て支援に関する取り組みを社会の真ん中に据え、子どもを権利の主体として認識し、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「子どもまんなか社会」を実現していくことを目指し、基本理念を以下のとおり定めます。

～ 基本理念 ～

**親も子ども 地域も明るく
子どもまんなか上北山**

※ 「子どもまんなか社会」…すべての子ども・若者が、「日本国憲法」、「子ども基本法」および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本的な視点として施策を推進します。

(1) こどもの視点に立った支援

こどもは、本村の未来を担うかけがえのない宝であり、財産です。こどもの人権と最善の利益が尊重され、すべてのこどもが安心して夢を持ち、本村に誇りを持って育つことができるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策を推進します。

(2) ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援

こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

(3) すべての子育て家庭に対する支援の視点

子育ての負担感・不安感が軽減され、子育てと仕事や社会生活が両立できるよう、安心して子育てできる環境づくりを推進し、家族や住民、関係機関への啓発や働きかけを行い、こどもまんなかむらづくりに向けた支援に取り組みます。

(4) 地域づくりの視点

子育ては、家庭だけの問題ではなく、地域社会全体で支え、見守ることが重要です。本村全体でこどもの居場所を作り、すべての保護者が安心して子育てができるよう、こどもの成長を支える環境づくりに取り組みます。

3 基本目標

基本目標1 安心して子育てのできる環境づくり

安心して子育てのできる環境をつくるため、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担感・不安感を軽減する取り組みを進めるとともに、こどもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進め、多様な遊びや体験ができる場の確保に取り組みます。

また、困難な状況にあるこどもやその家族に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができるよう相談支援体制の充実を図るとともに、妊娠期からの健康を支えるため、それぞれの時期に対応した切れ目ない支援に取り組みます。

基本目標2 次代の夢をたくす人づくり

こどもは生まれながらに権利の主体であり、基本的人権の保障、差別の禁止、健やかな成長および発達と自立が図られること、あらゆる暴力から守られること、自分に関係することに意見を表明できることなど、その権利はすべてのこどもに関する施策の基盤となるものです。

こどもの最善の利益を考慮し、家庭や学校、地域社会等において権利が守られるよう、施策を推進するとともに、一人ひとりのこどもの特性に合わせた保育・教育内容の充実に努め、こどもが安心して過ごせることができるよう、事故や犯罪等から守る取り組みを進めるなど、次代を担うすべてのこどもの育ちを支えます。

基本目標3 子育てを支える地域づくり

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、地域全体でこどもの健やかな成長を支えるため、こどもや子育てに関する意識醸成を図るとともに、地域においてふれあいが広がるように交流機会の提供や、子育てにやさしい環境づくりを推進し、地域の子育て力の向上を図ります。

4 施策の体系

～ 基本理念 ～

親も子ども 地域も明るく こどもまんなか上北山

基本目標	施策の方向性	具体的な取り組み
基本目標1 安心して子育て のできる環境づ くり	(1) 子育て家庭への 支援	① 子育て支援サービスの充実 ② 子育て相談・情報提供の充実 ③ 子育て家庭への経済的支援 ④ 子育て応援の職場環境づくり ⑤ 家族・地域の協力体制の確立
	(2) 援護を要する 子どもや 家庭への支援	① ひとり親家庭に対する支援 ② 障がいのある子どもや家庭に対する支援 ③ 外国につながるのある子どもや家庭への支援
	(3) 親と子の 健康の確保	① 妊産婦の健康の確保 ② 乳幼児の健康の確保 ③ 児童・生徒の健康の確保 ④ 保護者の健康の確保 ⑤ 医療体制の確保
基本目標2 次代の夢をたく す人づくり	(1) こどもの人権の 尊重	① こどもの人権尊重の意識づくり ② こどもの虐待防止対策の充実 ③ こどもに対する相談支援の充実 ④ ヤングケアラーへの支援の充実【新規】
	(2) 心豊かにたくま しく育つ 環境づくり	① 保育・教育環境の充実 ② 多様な体験や交流機会の充実 ③ 非行等、問題行動の防止 ④ 次世代の親の育成
	(3) こどもが安心 して育つ 環境づくり	① 乳幼児の不慮の事故の防止 ② 交通安全対策の推進 ③ 防犯対策の推進 ④ 防災対策の推進
基本目標3 子育てを支える 地域づくり	(1) 親子支援の地域 づくりの推進	① 子育てについての住民意識の向上 ② 地域でのふれあい交流の促進 ③ 地域支援体制の確立 ④ 子育て支援研修の充実
	(2) 子育てにやさし い環境づくり	① 快適な居住環境の整備 ② 快適な外出環境の整備



施策の展開

基本目標1 安心して子育てのできる環境づくり

(1) 子育て家庭への支援

① 子育て支援サービスの充実

共働き世帯の増加や核家族化の進展とともに、働き方とライフスタイルの多様化により、子育て世帯を取り巻く環境が急速に変化しています。

必要な時に必要な子育て支援サービスを利用することができるよう、本村だからこそ実現可能な、こども一人ひとりに応じた子育て支援サービスの提供に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
地域支援事業の充実	令和6（2024）年より開始した延長保育を継続して実施するとともに、保育内容の充実、災害時対応訓練、働きやすい環境整備を行います。	教育委員会
子育て世代包括支援センターの充実	妊娠初期から子育て期まで一貫して、それぞれの段階に対応した支援や、安心して妊娠・出産・子育てができる「地域づくり」を継続して進めます。	保健福祉課
とちの木センターの活用	令和5（2023）年にキッズルームにおもちゃを受け入れ、令和6（2024）年にはグラウンドに遊具を追加するなど、引き続きこども同士、親同士がふれあうことができる場として、とちの木センターを開放し、こどもの居場所・地域の子育て拠点として活用を推進していきます。	教育委員会
放課後等におけるこどもの居場所づくりの推進	令和5（2023）年度より実施している学童クラブにおいて、登室時に宿題をする、集団生活を送る、各種教室等を実施するとともに、春休み、夏休み、冬休みは、朝から1日預かりを実施するなど、引き続きこどもの居場所づくりを推進します。	教育委員会
こどもたちのための遊び場の充実	遊具および遊び場の安全性チェックを行うとともに、親からこどもたちへ「安全な遊び方を教える」、「見守りの大切さ」について周知を図ります。	教育委員会 住民課

② 子育て相談・情報提供の充実

こどもや保護者の悩みや不安に向き合い、本村全体で支援できる体制をつくりま

施策	事業および方向性	担当課
子育て相談拠点機能の整備	乳幼児健診や予防接種の場、保育園での保護者との接触時等を利用し、子育てに悩みや不安を持つ家庭の相談に対応し、適切な指導や助言を行います。 また、保健福祉課と教育委員会が中心となり、子育て支援事業の利用相談や利用調整に対応します。	教育委員会 保健福祉課
関係機関等との連携強化	こどもの健やかな成長と福祉を守るため、民生委員・児童委員、やまゆり学園（保育園・学校）、関係団体、関係課と情報共有を図り、こどもや若者の意見反映とともに、子育ての当事者の意見を政策に反映するため、連携強化を図ります。	住民課 保健福祉課 教育委員会
子育て関連情報の提供	こどもが少数であることから、必要な情報については、個別のお知らせや健診・予防接種などの場を通じて情報提供を進めます。	保健福祉課 教育委員会

③ 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を少しでも軽減できるよう、各種支援を行います。

施策	事業および方向性	担当課
養育・医療費の支援	養育・医療費の助成を行うとともに、各種福祉医療制度（こども医療費助成事業、心身障害医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、精神障害者医療費助成事業、児童手当の支給、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、障がいのあるこどもに対する特別児童扶養手当、障害児福祉手当、子ども子育て支援交付金の支給）について周知を行います。	住民課 保健福祉課
保育・教育費の負担軽減	保育・教育費の助成を行うとともに、各種制度について周知を継続して行います。	住民課 教育委員会

④ 子育て応援の職場環境づくり

子育て家庭における子育てと仕事との両立の実現に向けた啓発等を行います。

施策	事業および方向性	担当課
ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の実現についての意識啓発	長時間労働の是正や働き方改革により多様な生き方、働き方が選択できるようになったワーク・ライフ・バランスであるが、制度の浸透には至っていない状況であることから、セミナー・シンポジウム等を開催し、取り組むことによって得られる企業側と働く個人側のメリット等について理解していただけるよう啓発を進めます。	住民課 総務課
育児・介護休業法の周知	育児および介護を行う方の職業生活と家庭生活の両立を図るため、働き続けやすい環境づくりについての周知を行い、住民や企業に対して取り組みの促進を図ります。	住民課 総務課

⑤ 家族・地域の協力体制の確立

家庭や地域における協力体制の確立に向けた啓発・取り組みの推進に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
男女共同参画社会についての意識啓発	男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識の解消、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について、住民に対する意識啓発を進めます。 さらに子育て世帯における不安を解消するため、関係課と連携し相談体制等について検討します。	住民課
児童・生徒への男女共同参画教育の推進	男女がともに家庭生活を担うことの重要性について理解・認識を深めるとともに、家庭役割について家族が分担することの意義や重要性についての教育を推進します。	教育委員会
男性の子育て参加の推進	男性が家事や子育てに参加する意義や重要性を認識してもらうため、男性の育児休業に関する情報の提供を進めます。 また、妊娠届け出時に父親に向けて「育休取得」に関する情報提供を行います。	保健福祉課 教育委員会 総務課
高齢者の子育て参加の推進	地域全体で、こどもの育ちを支えることができ、子育て支援と高齢者の社会参加を結びつけことができるよう、高齢者の子育て方法の知識の普及を行うとともに、世代間交流を図る場が提供出来るよう検討します。	住民課 保健福祉課 教育委員会

(2) 援護を要するこどもや家庭への支援

① ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭の悩みや日常生活の困難の軽減、生活の自立への支援を図るため、関係機関と連携を図り、適切な支援に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
生活自立支援の充実	多様な課題への相談支援ができるよう関係機関等と連携を図り、相談や日常生活支援の充実に努め、奈良県母子福祉連合会が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」についての周知を図ります。	住民課
就労支援の充実	自立を図るために必要な施策の情報が確実に効果的に届くよう、情報提供の方法を工夫しながら就労支援に努めます。	住民課
経済的支援の推進	自立を図るために必要な施策の情報が確実に効果的に届くよう情報提供の方法を工夫しながら児童扶養手当等の支給やひとり親家庭への医療費助成等により、経済的支援を推進します。	住民課 保健福祉課

② 障がいのあるこどもや家庭に対する支援

障がいのあるこども一人ひとりへの深い理解および自立支援のための総合的な取り組みの推進に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
人権啓発・広報活動の推進	「障がいのあるこどももないこどもも、ともに地域で育つことがあたりまえであること」のノーマライゼーションの理念や、障がいのあるこどもの自立と社会参加を進めるため、住民に対する普及啓発を進めます。	住民課 教育委員会 保健福祉課
生活自立支援の充実	障がいのあるこどもや保護者の家庭の悩みや日常生活の困難の軽減を図るため、相談制度を充実するとともに、日常生活の援助や児童の養育支援、乳幼児健診による障がいの早期発見・早期対応に向けた取組を実施し、臨床心理士による発達検査の実施と相談を行います。 また、医療的ケア児の支援にあたっては、多職種の連携が必要であることから、支援者間ネットワークの構築を推進します。	保健福祉課 教育委員会 住民課
経済的支援の推進	障がいのあるこどものいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、心身障害者医療費助成等により経済的支援を推進します。	保健福祉課

③ 外国につながるのあるこどもや家庭への支援

外国につながるのあるこどもが、不自由なく自由に成長ができるように、必要に応じた支援を検討・推進します。

施策	事業および方向性	担当課
外国につながるのあるこどもや家庭への支援	必要に応じて学校や関係機関と連携し、こどもや保護者が孤立しないよう、語学に関する支援や相談支援等を行います。	住民課 教育委員会 保健福祉課

(3) 親と子の健康の確保

① 妊産婦の健康の確保

保健師を中心に、妊産婦に対するきめ細やかな支援を行います。

施策	事業および方向性	担当課
妊婦の健康の相談・指導	女性が安心して妊娠・出産し、心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、妊婦健康診査等を活用し、健康相談や生活指導の充実に努めます。	保健福祉課
産婦の健康の相談・指導	こどもを生んだ後の母親が、心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、育児に関する情報提供や相談に応じる乳児家庭全戸訪問を実施し、訪問指導や産後うつチェックを実施するなど、健康相談や生活指導の充実に努めます。	保健福祉課
不妊治療費の助成	不妊治療・不育治療が医療保険適応となったことから、不妊治療・先進医療の自己負担分および保険適応外の治療について助成を行い、経済的負担軽減を図ります。	保健福祉課

② 乳幼児の健康の確保

健康相談・指導を通じた乳幼児の健康の確保に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
乳幼児健康診査等の充実	疾病や異常の早期発見および乳幼児の心身の健やかな成長を促進するため、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、受診しやすい体制の整備に努めます。 また、異常等が発見された場合には、専門医療機関への紹介を行うとともに、保育園での情報共有、保護者へのフォローを実施します。	保健福祉課
乳幼児に関する健康相談・指導の充実	子育てに自信を持って取り組むことができるよう、また、乳幼児の健やかな成長を促進するため、乳幼児に関する健康相談や指導、啓発の充実に努めます。	保健福祉課 教育委員会

③ 児童・生徒の健康の確保

学校との連携のもと、学童期の児童・生徒の健康の確保に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
やまゆり学園（保）におけるこどもの健康の確保	地域、家庭、診療所との連携を図り、こどもの健康づくり教室を実施するなど、こどもの健康管理や指導の充実に努めます。	教育委員会 保健福祉課
学校保健の充実	やまゆり学園の児童・生徒の健康や体力の保持・増進を図るため、地域、家庭、診療所との連携を図り、健康診断や健康教育、健康相談等学校保健の充実に努めます。	教育委員会 保健福祉課
思春期保健対策の推進	生涯にわたる健康な生活習慣を形成する上で、重要な時期である思春期を中心に、親となる自覚や責任、母性保護の重要性等について、男女がともに理解と認識を深めるための思春期学習を推進します。 また、思春期に応じた心の健康問題や、喫煙・飲酒・薬物乱用等の健康を損なう問題について正しく理解できるように、啓発・指導を行います。	教育委員会 保健福祉課

④ 保護者の健康の確保

保護者が自ら健康に対する意識を高め、維持・増進できるよう、各種健（検）診、相談・指導等を行います。

施策	事業および方向性	担当課
健康診査やがん検診等の受診促進	保護者の基本健康診査や職場での健康診断、各種がん検診等の受診を促進します。	保健福祉課
健康相談・指導の充実	健康教室を開催し、健康づくりへの関心を高めるとともに、心の健康づくりの啓発や臨床心理士による相談・指導を実施するなど、保護者の健康相談や指導の充実に努めるとともに、地域での積極的な健康づくりを促進します。	保健福祉課

⑤ 医療体制の確保

地域において安心して医療サービスを受けられるよう、広域的な連携のもと、医療体制の確保に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
医療サービスの確保	子育て家庭の健康管理が適切に行われるように、切れ目のない保健と医療の連携強化に努めます。	保健福祉課
救急医療サービスの確保	子育て家庭が緊急的に適切な治療を受けられるように、広域的な連携のもと、救急医療サービスの確保に努めます。 また、こども救急電話相談や、こどもが体調不良時の休日前の早めの受診、広域連携のもとに実施する、橿原市休日夜間応急診療所での小児深夜診療・産婦人科一次救急医療について普及啓発に努めます。	保健福祉課

基本目標2 次代の夢をたくす人づくり

(1) こどもの人権の尊重

① こどもの人権尊重の意識づくり

住民をはじめ保育士や教職員、行政職員等が、こどもも豊かに生きる権利を持つ主体であることの認識を深めることができるように、こどもの人権に関する啓発を推進します。

施策	事業および方向性	担当課
こどもの人権に関する意識啓発	こども基本法に基づき、「児童の権利に関する条約」についての周知を図るため、研修や情報発信等、さまざまな機会を活用し、啓発活動を推進します。	住民課 教育委員会
こどもの意見表明の機会づくり	こどもが自分の意見を主体的に発言できるよう、意見表明をする機会を確保します。	住民課 教育委員会

② こどもの虐待防止対策の充実

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながることから、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

保健師等による相談・指導を通じて子育てで負担感の軽減を図り、子育てに関する不安や負担が虐待行動につながらないよう対応を行います。

施策	事業および方向性	担当課
児童虐待の未然防止の推進	児童虐待を未然に防止できるように、母子保健事業を通じて保護者やこどもの様子を見守り、保護者の育児ストレスの解消を図ります。 また、子育てが楽しく感じられるように、相談・指導、育児に関する情報の提供などの支援を図ります。	保健福祉課
児童虐待の早期発見・対応	児童虐待を早期に発見できるように、啓発活動を推進するとともに、やまゆり学園（保育・学校）、民生委員・児童委員、地域住民、関係機関等との連携を強化し、相談・支援、被害児童の保護に努めます。	住民課 保健福祉課 教育委員会

③ こどもに対する相談支援の充実

関係機関と密に連携し、相談体制の強化に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
関係機関等との連携強化	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒への相談対応を実施するとともに、教職員へのカウンセリング研修を行うなど、学校と家庭が連携して取り組みを推進します。	教育委員会

④ ヤングケアラーへの支援の充実【新規】

ヤングケアラーは、これまで家族のケアは家庭内の問題と捉えられ、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、加えて本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造であることから、早期に把握し、適切な支援に円滑につなぐことができるよう、関係機関等が連携して対応します。

施策	事業および方向性	担当課
ヤングケアラーに関する周知と支援体制の充実	ヤングケアラーを必要な支援につなぐため、ヤングケアラーの認知度向上のための啓発を図るとともに、関係機関との連携や、積極的な情報収集を図り、相談しやすい環境づくりと支援体制の強化を進めます。	住民課 保健福祉課 教育委員会

(2) 心豊かにたくましく育つ環境づくり

① 保育・教育環境の充実

一人ひとりのこどもの特性に合わせた保育・教育内容の充実に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
就学前保育・教育の充実	一人ひとりのこどもの特性や発達段階での課題に対応した保育・教育を進めるとともに、こどもがお互いに尊重し合える意識や態度を醸成できるように、保育・教育内容の充実に努めます。	教育委員会
学校教育の充実	基礎学力の向上を図るとともに、命の大切さや心の豊かさ、お互いを尊重する意識や態度が育めるように、また、主体的に学び生きる力を身につけることができるように、やまゆり学園における教育内容の充実に努めます。 また、本村の歴史や文化、自然環境などを活用した特色ある教育活動を支援します。	教育委員会
やまゆり学園の義務教育学校化による保・小中一貫教育の推進	こどもの発育・発達の連続性を重視した保・小中一貫教育を推進し、園・学校の魅力を引き出す取り組みを推進します。	教育委員会
障がいのあるこどもの保育・教育の充実	心身の障がいのある児童・生徒とともに学び、生活することにより、こどもたちが互いに集団のなかで豊かな人間形成を図ることができるように、やまゆり学園(保) ややまゆり学園での受け入れや、障がいの程度や発達段階に応じた保育・教育内容の充実に努めます。	教育委員会 保健福祉課
学校教育施設・設備の充実	障がいのあるこどもを含む誰もが利用しやすい学校教育施設の整備・充実のため、長寿命化改修を実施します。	教育委員会

② 多様な体験や交流機会の充実

こどもに対する多様な体験機会・交流機会の提供に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
海外経験機会の充実	本村のこどもたちが異世界を体感し、生活習慣や文化の違いや様々な考え方の違いがあるということに気づき、これからの生き方に活かしてもらえよう、また、自分の可能性や選択肢を広げるひとつのきっかけの場としてこの学習を継続します。	教育委員会
自然体験機会の充実	学校や地域団体等との連携のもとに、自然観察や美化活動等を通じて、自然学習や環境学習を進めます。	教育委員会
生活体験機会の充実	こどもが働くことの大切さや尊さ、本村の産業の様子などを知り、社会性や広い視野を身につけることができるように、幅広い分野の生活体験の充実に努めます。	教育委員会
地域での多様な交流機会の確保・充実	こどもたちが豊かな人間関係を築き、個性や差異を認識するとともに、高齢者や障がいのある人に対する理解を深め、尊敬や思いやりの心を育むことができるように、地域と園・学校の行事等での連携強化を図り、地域で多様な人々とふれあう機会の確保・充実に努めます。	教育委員会
スポーツ・レクリエーション活動の促進	こどもたちがスポーツ・レクリエーションへの取り組みを通して、健康づくりをはじめ体力づくり、仲間づくりを進めることができるように、また、充実感が味わえるように、下北山村とのスポーツ交流など、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。	教育委員会
文化活動の促進	こどもたちが豊かな創造力や感性を身につけることができるよう、文化展での作品出品やふれあい祭り、芸術鑑賞の機会を作り、文化活動を促進します。	教育委員会
遊び場づくりの推進	各地区の公園の整備、とちの木センターの利用や学童クラブでの生活の充実に図り、こどもたちが身近な地域において安心して遊べる場づくりを進めます。	教育委員会 住民課

③ 非行等、問題行動の防止

青少年健全育成に対する予防的視点から、関係機関との連携や啓発活動を進めます。

施策	事業および方向性	担当課
関係機関・団体等との連携	青少年にかかわる関係機関、学校、団体、地域住民が、共通の理解と認識を深める場とするために、情報交換や研修のための会を開催します。	教育委員会
メディア問題に関する啓発	こどもたちや保護者に対して、インターネット等メディア接触に関する注意事項について啓発を進めます。 また、インターネット等メディアとこどもをめぐる様々な問題を考えるとともに、メディアを有効に活用できる能力を育成するための教育の推進に努めます。	教育委員会

④ 次世代の親の育成

こども自身が親になったときに「上北山村で子育てがしたい」と思えるよう、こどもたちの意見を取り入れながら村づくりを行うとともに、子育てに対するイメージの形成・出会いの場の創出等に取り組みます。

施策	事業および方向性	担当課
こどもたちの村づくりへの参加促進	こどもたちが村政への関心を高めることができるように、こどもにかかわる事業の検討にあたっては、こどもが意見表明をする機会を確保します。	総務課 教育委員会
若者の子育て意識の醸成	乳幼児とふれあうことにより、他者への関心を高めるとともに、いつくしみの心や思いやりの心が醸成できるよう、また将来、こども自身が親になったときに少しでも安心して子育てができるよう、村民大運動会や学校公開、学童クラブと延長保育の合同実施を行うなど、児童・生徒や乳幼児とのふれあい交流の機会の充実に努めます。	教育委員会
パートナーに出会える機会の創出	参加対象者の意識向上に繋がる周知や、出会いの場を紹介する（インターネット）などの後押しを行います。	企画政策課 住民課

(3) こどもが安心して育つ環境づくり

① 乳幼児の不慮の事故の防止

乳幼児の不慮の事故防止のため、知識の普及をはじめとする啓発活動の推進等に取り組みます。

施策	事業および方向性	担当課
事故防止に関する知識の普及啓発	転倒や薬物、たばこ等の誤飲や、浴槽での溺死等不慮の事故などを防止するため、注意点や環境整備、応急処置法等に関する保健指導や広報等による啓発活動を進めます。 また、乳幼児健診において処置法や心肺蘇生法等の知識の普及を図ります。	保健福祉課
事故防止活動の促進	民生委員・児童委員など地域の団体や子育て関連の団体・グループ等により、事故防止活動を促進します。	住民課

② 交通安全対策の推進

こどもを交通事故から守るため、安全教育等を推進します。

施策	事業および方向性	担当課
交通安全教育の推進	交通安全教育等を推進するとともに通学路安全確保のため関係機関による点検を実施します。	住民課 教育委員会
チャイルドシートの利用啓発	交通安全関係団体等と連携し、こどもの命を守るチャイルドシートの必要性和正しい取付方法等について啓発を進めます。	住民課

③ 防犯対策の推進

こどもを犯罪等から守るため、啓発活動等を推進します。

施策	事業および方向性	担当課
防犯指導の充実	保護者、地域住民および関係団体等に対して、こどもを巻き込む事件等の背景や、事件を防ぐための注意点等についての啓発推進や危険に遭遇した場合にこども自ら回避出来るよう参加・体験型の防犯教室を実施します。	総務課 教育委員会 住民課
地域での防犯対策の推進	P T Aや地域団体等による防犯パトロールを実施するとともに、公用車への「パトロール」のステッカーや、かけこみ可能な住宅への「こども 110 番」の旗設置の取り組みを継続し、地域防犯対策を進めます。	総務課 教育委員会 住民課

④ 防災対策の推進

こどもを災害等から守るため、防災対策を推進します。

施策	事業および方向性	担当課
地域での防災対策の推進	やまゆり学園（保）や学校において、こどもを対象にした避難訓練や防災教育に努めるとともに、地域住民との協力のもとに、自主的な防災活動や避難体制の確立を促進します。	総務課 教育委員会
要配慮者対策の推進	障がいのあるこどもや保護者の家庭などに対して、災害時に的確な情報を提供できるように、また、救助や避難誘導ができるように、要配慮者対策の推進に努めます。	総務課

基本目標3 子育てを支える地域づくり

(1) 親子支援の地域づくりの推進

① 子育てについての住民意識の向上

本村全体で子育て支援に取り組むことができるよう、保護者のみならず、地域住民に対する意識啓発を行います。

施策	事業および方向性	担当課
子育て支援に関する意識啓発	体罰によらない子育てや、健やかなこどもの育ちや親の育ち、子育てを社会で支えることの必要性について、住民に対する意識啓発を進め、広報紙、HPおよびタブレット等を用いて各種手当・事業等の概要について啓発するとともに、行政や地域住民が子育て世代を応援できる環境づくりに努めます。	住民課 保健福祉課

② 地域でのふれあい交流の促進

こどもが地域の人々とのふれあいを通じて本村での暮らしを楽しみ、誇りに思うことができるよう、多様な交流機会の創出に努めます。

施策	事業および方向性	担当課
多様な交流機会の充実	地域のなかで、こどもの育ちや親育ち、子育て家庭を見守る意識を醸成し、温かなふれあいや支援の手をさしのべられるように、多様な交流機会づくりを促進します。	教育委員会 住民課
生活文化の伝承	核家族化が進むなかで、生活の知恵や食文化、子育ての知恵など次世代に引き継いでいくべきものを確実に伝えていくことができるように、知恵や引き継ぐべきものの収集を行うとともに、三世代交流等を推進します。	教育委員会

③ 地域支援体制の確立

関係団体等が子育て支援に関する情報交換を行う場を設け、支援体制を確立します。

施策	事業および方向性	担当課
子育て支援ネットワーク会議の開催	保育士や教職員、保健師、医師等、子育て支援関係者による情報の共有や意見交換を行うため、「子育て支援ネットワーク会議」の開催に努めます。	教育委員会 保健福祉課

④ 子育て支援研修の充実

研修の機会等を通じて、地域で子育てを支えることの必要性や、こどもが次代を担う自立した大人として成長できるように支援することの大切さについて確認します。

施策	事業および方向性	担当課
子育て関連団体の研修の充実	子育て関連団体の研修を進めるとともに、団体でできることの確認と実践を促進します。	教育委員会 住民課
教職員等の研修の充実	教職員をはじめ行政職員、関係機関等が連携し、子育て関連情報の交換や、こどもを取り巻く環境等についての現状や課題、今後取り組むべきことの検討など、研修の充実に努めます。	教育委員会

(2) 子育てにやさしい環境づくり

① 快適な居住環境の整備

こどもたちがゆとりある豊かな暮らしを実現できるよう、住環境や自然環境の整備を行います。

施策	事業および方向性	担当課
人にやさしい住宅づくりの促進	こどもがゆとりある住環境で育つことができるよう、また、生涯にわたって快適に暮らすことができるよう、人にやさしい住宅づくりを促進します。	建設課
環境保全対策の推進	こどもたちが豊かな緑と水、きれいな空気の恵みをいつまでも享受できるように、自然環境の保全や環境美化に努めます。	住民課 教育委員会

② 快適な外出環境の整備

こども連れで安心して外出・施設利用ができるよう、必要に応じて整備を行います。

施策	事業および方向性	担当課
こどもや子育てに配慮した施設整備	公共的施設や設備の改善に努めるとともに、新たな整備に際しては、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが使いやすいユニバーサル・デザインの導入を促進します。	総務課 建設課
道路交通環境の整備	こどもやベビーカーに配慮し、幅が広く段差の低い、歩きやすい歩道の整備や、防護柵等の交通安全施設の整備に努めます。	建設課

第5章

事業の量の見込みと確保の方策

1 区域の設定

本計画において、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期を定めるにあたり、本村の地理的条件、人口、交通量等を勘案し、各事業の提供区域は単一区域と設定することとします。

2 量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

① 就学前児童の認定区分

教育・保育を利用するこどもについては、「子ども・子育て支援法」第19条により以下の3つの認定区分が設けられています。

認定区分	認定の内容	利用対象施設
1号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所(園) 認定こども園
3号	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所(園) 認定こども園 地域型保育 (小規模保育等)

② 量の見込みと確保の方策

	単位		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
1) 1号認定 (2号認定の教育の利用希望が強いものを含む)	人	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保の内容	0	0	0	0	0
2) 2号認定	人	量の見込み	4	2	2	2	2
		確保の内容	4	2	2	2	2
3) 3号認定(0歳)	人	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保の内容	0	0	0	0	0
4) 3号認定(1～2歳)	人	量の見込み	0	2	2	1	2
		確保の内容	0	2	2	1	2

就学前児童の保育事業については、地域型保育事業に位置付けられる小規模保育事業所のやまゆり学園（保）で、各年度の必要量を確保します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

① 時間外保育事業（延長保育）

事業の内容

保育認定を受けた児童について、通常の利用日および利用時間帯以外の日および時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	4	2	4	2	2
確保の内容		4	2	4	2	2

時間外保育事業については、やまゆり学園（保）における延長保育として実施し、各年度の必要量を確保します。

② 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業の内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
量の見込み	人	1年生	1	3	0	2	2
		2年生	2	1	3	0	2
		3年生	0	2	1	3	0
		4年生	0	0	2	1	3
		5年生	1	0	0	2	0
		6年生	3	1	0	0	2
確保の内容		7	7	6	8	9	

放課後児童健全育成事業については、やまゆり学園において実施し、小学校全学年の児童を対象として、6～9人で推移すると見込んでいます。

今後もニーズ等に応じて、各年度の必要量を確保します。

③ 子育て短期支援事業

事業の内容

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

子育て短期支援事業については、現在、本村での実施はありません。適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

④ 地域子育て支援拠点事業

事業の内容

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人回	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業については、現在、本村での実施はありません。適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

⑤ 一時預かり事業

事業の内容

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する事業

量の見込みと確保の方策

		単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	在園児1号認定対象	人日	0	0	0	0	0
	在園児2号認定対象		0	0	0	0	0
	在園児対象外		0	0	0	0	0
確保の内容	0		0	0	0	0	

一時預かり事業については、現在、本村での実施はありません。適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

⑥ 病児保育事業

事業の内容

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る事業

量の見込みと確保の方策

		単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み		人日	0	0	0	0	0
確保の内容			0	0	0	0	0

病児保育事業については、現在、本村での実施はありません。適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、現在、本村での実施はありません。適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

⑧ 利用者支援事業

事業の内容

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

基本型	こどもおよびその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する
特定型	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する
こども家庭センター型	母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦およびこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築する。あわせて、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の内容	か所	0	0	0	0	0

利用者支援事業については、実施予定はありませんが、教育委員会が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、保健福祉課が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談・助言等を行う等、関係機関と連携し、子育て世帯の不安解消等を図ります。

⑨ 妊婦健康診査事業

事業の内容

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、① 健康状態の把握、② 検査計測、③ 保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保の内容	人	2	2	2	2	2

妊婦健康診査事業については、保健福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保の内容		2	2	2	2	2

乳児家庭全戸訪問事業については、保健福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

⑪ a. 養育支援訪問事業

事業の内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童とその保護者、または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

養育支援訪問事業については、事業量は見込んでいませんが、必要に応じて保健福祉課において実施します。

⑪ b. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化およびネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業

量の見込みと確保の方策

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の一部を補助する事業

量の見込みと確保の方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑬ 多様な主体の参入を促進する事業

事業の内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業

量の見込みと確保の方策

多様な主体の参入を促進する事業については、見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

事業の内容

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人回	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

子育て世帯訪問支援事業については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑮ 児童育成支援拠点事業【新規事業】

事業の内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の方策

児童育成支援拠点事業については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑯ 親子関係形成支援事業【新規事業】

事業の内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人回	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

親子関係形成支援事業については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】

事業の内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人回	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

妊婦等包括相談支援事業については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規事業】

事業の内容

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園制度

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人回	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

乳児等通園支援事業については、事業量は見込んでいませんが、令和8（2026）年度からの給付制度化に向けて、国から示される考え方に従って、受け入れ体制の整備に努めます。

⑱ 産後ケア事業【新規事業】

事業の内容

産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とする事業

量の見込みと確保の方策

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保の内容	人回	0	0	0	0	0

産後ケア事業については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園普及の基本的な考え方

認定こども園は、3歳以上のこどもが保護者の就労等の有無にかかわらず、教育・保育と一緒に受ける施設で、保育が必要な0歳から2歳のこどもも受け入れられる施設です。

本村では、やまゆり学園（保）において保育を実施している状況であることから、認定こども園への移行を進める予定はありません。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、専門性の向上が不可欠であるため、研修や公開保育などを実施することで、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上に努めます。

(3) 教育・保育施設および地域型保育事業の連携の推進

乳幼児期におけるこどもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校と保育所（園）がともにこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての情報を共有し、理解を深めることが重要です。

本村では、やまゆり学園において、こどもの発育・発達の連続性を重視した保・小中一貫教育を推進しており、小学校と就学前施設の円滑な連携を図っています。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付について、保護者への支払いが発生した場合は、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。



計画の推進体制

1 庁内における推進体制

本計画を着実に推進していくため、各施策・計画の担当課や関係部局との連携・調整を図り、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、総合的かつ効果的な計画の実施と推進を図ります。

2 推進のための役割

(1) 行政の役割

幼児期の学校教育・保育および地域のこども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、こどもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、本村の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施します。また、住民に対しては、ホームページや個別の声かけ等により、子育て支援に関する広報啓発に努め、住民の理解と協力を得て施策を推進していきます。

(2) 保護者の役割

保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていきます。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等こどもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中でこどもを育みます。

(3) 地域の役割

地域および社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべてのこどもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(4) 事業主の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行います。



資料編

1 上北山村子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 17 日
条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、上北山村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

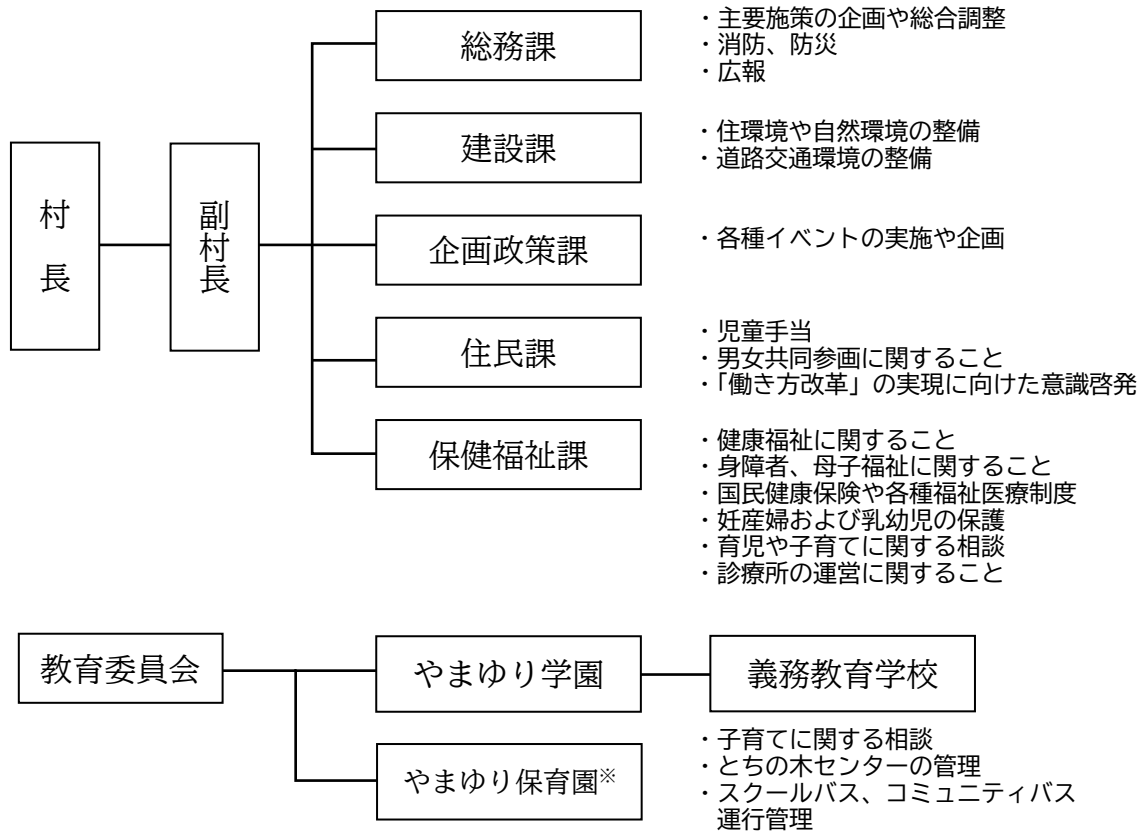
附則

この条例は、公布の日から施行する。

2 上北山村子ども・子育て会議委員名簿

種別	職名等	氏名
1号委員	上北山やまゆり保育園児保護者	中本 万愛
	上北山やまゆり学園児童・生徒保護者	金岩 修平
2号委員	上北山やまゆり学園校長	岡村 和仁
	上北山やまゆり保育園 保育士	遠藤 有香
3号委員	上北山村教育長	中垣内 壽美
	上北山村教育委員	島津江 光生
4号委員	上北山村議会議長	岩本 泉治
	上北山村副村長	鈴木 常太
	上北山村民生児童委員協議会長	松島 克典
	上北山村保健福祉課 保健師	濱野 知美
庶務	上北山村住民課	山口 能央
		廣野 哲也
		井奥 奈央
	上北山村教育委員会	安田 貴生

3 上北山村のこどもに係る組織図と主な業務内容



※ やまゆり保育園は、これまでへき地保育所でしたが、平成 27（2015）年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、小規模保育事業という施設区分になりました。
 小規模保育事業は、市町村の認可事業（地域型保育事業）の 1 つとして新たに作られた事業で、原則、保育を必要とする 3 歳未満児を対象としていますが、「児童福祉法」第 6 条の 3 第 10 項第 2 号による「満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものについて、保育を行う事業」の規定に基づき、3 歳以上児を受け入れることができています。